

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 8. 会議の経過

令和6年3月5日（火）午前10時01分開議

○委員長（木村得道君） ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案11件について審査いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第1号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 議案第1号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の1ページをお開きください。

初めに提案理由です。

近隣市の状況及び社会情勢を考慮し、非常勤の特別職の職員に対する報酬のうち日額7,000円と定めるものについて、日額9,000円に改定するとともに、条文を整備するため提案するものです。

本市においては、非常勤特別職のうち附属機関の委員などに対する報酬額を原則日額7,000円とし、勤務時間が4時間未満の場合には報酬額を半額の3,500円に減額することとしています。

これに対し、近隣市における非常勤特別職の標準的な報酬額は、松戸市が8,500円、柏市が8,000円、流山市が7,200円、鎌ヶ谷市が6,800円、野田市が6,500円となっており、鎌ヶ谷市を除き時間に応じて減額する規定はありません。

また、令和5年10月1日から千葉県最低賃金が1,026円に上げられましたが、本市において報酬額が日額7,000円の会議に出席した場合の報酬額を時給に換算すると、最低賃金を下回る可能性があります。非常勤特別職に支給される報酬は、最低賃金法の適用を受けないものの、担任する事務や責任に見合った報酬を支給する必要があることから、標準的な報酬額を日額9,000円に上げようとするものです。

また、併せて別表第1中附属機関の委員等の名称について、我孫子市を冠したものと省略したものが混在していたため、省略した表記に統一します。今回、報酬改定の対象となる非常勤特別職の数は60、影響額は140万6,000円です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） これ確認なんですけれども、4時間未満の場合は半額という規定はそのまま

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

残すということによろしいですか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 4時間未満の場合、半額の規定はそのまま定めたまま存置することとなります。

○委員（飯塚誠君） 日額としては他の市町村より今まで圧倒的に低かったものが、それよりも上回ると。ただ、その半額規定があるので、必ずしも全部、上回るとは限らないということなんだろうと思うんですね。

コンビニエンスストアのアルバイトが1, 200円でも集まらないという時代ですから、決してどこの市町村も高いとは言えないわけで、これは安いことは間違いないんですが、私ちょっと気になるのは、全国の自治体見てみると、そもそも論として60、審議会とか委員会とかいろんな会議があるわけだけれども、この団体があるということをそもそも市民知らないじゃないですか。

やっぱり全国的に見ると、受けてくれる方がなかなかいないと、集まらないということで、どこも苦慮している中で、この審議会とか委員会というのはどういう仕事をしているのというのを、何か広報とかホームページでアピールするようなところが何らか、こういう仕事を知ってもらうことによって、これは自治体だけでなく、この人たち、非常勤の特別職も含めて、公共というものが構築されているんだというのを理解していただき、担っていただくという努力をしている自治体がちょっとずつ見られてきていると。これは、成り手不足というところが大きなところだと思うんですけど。

私思ったんですけど、我々見ても、これ全部例えば説明しろというのはなかなか原課でないとなし、担当課というのかな、総務とかでないとなし状況の中で、これ紙面をたくさん割くので、紙面がいいのかどうか分かりませんが、年に1回ぐらいは、あるいは数年に1回ぐらいは、こういう審議会というのはこういう仕事をしているんだよというのを、やっぱ市民の皆さんに知っていただくと、理解をしていただくというのが重要な、これは我々サイドとしての職責だと思うんですが、いかがでしょうか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 審議会などの一覧につきましては、ホームページで構成員であるとか所掌事務、そういったものを公表はしているところでございます。

また会議の1週間以上前には、行政情報資料室のほうに、こういった会議が予定されているというようなことは、周知は努めているところではございますけれども、なかなか年1回であったり2回であったりとかまちまちでございますので、全ての審議会について周知ができていくかということになりますと、まだ不十分なところもございます。そういったところにつきましては、会議録なども基本的には公表することとしておりますので、そういったものを通じて周知を図りたいと考えております。

○委員（飯塚誠君） ちょっと質問の趣旨が伝わっていないです。そんなものはどこでもやってい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ることなので。そういうことではなく、例えば何とか審議会っていうのはどういう仕事なんですかと。自治体にこういう貢献度があるんですよというのを、例えばアニメとか動画なんかを使ってやっているところあるんですよ。でも、そこまでやれとは申しませんが、この仕事は何なんですかというのを我孫子市なりに考えて、市民に訴えていくという場が任期の中で1回ぐらいはあってもいい。だけど全部任期やると60だから、全部紙面割かなきゃいけないから。だから、少なくとも二、三年に一遍、この仕事を1回この特集ページみたいのを使って、こういう非常勤特別職の方々の委員会で支えられていますということを、何年かに1回ぐらいに訴えてみて。だって分からないものね。これ分かりますか、市民の皆さんに聞いて、何をしているのか。会議録なんか、そんなのもっと分かんない。だってその委員が構成員を公表したってさ、何しているかがわかんないんだから。

だから、この委員会って何するところなんです。自治体にとってどうしてこういうのが必要なんですかというのは、我孫子市なりにちょっと考える時期が1回ぐらいあってもいいんじゃないですかという質問です。

○企画総務部長（山元真二郎君） これだけの数あると、委員おっしゃるとおり、広報とかでお知らせするにしても、かなりの紙面を割くと思いますので、全部じゃなくてもいいんで、その年に開催されて主なやつとか、あとは所管別だったりとか、何年かに1回全ての委員とかあった、特に、市民の方に関係のあるような委員とか、もう全てが関係するとは思うんですけど、特にその中で市民の方に、生活等に影響が多いようなものについてだけお知らせするとか、ちょっと工夫をさせてもらって、企画総務部だけで決めるわけにはいきませんので、所管のほうと調整して、今後、委員会の役割だとか、どんなことをやっているとか、そういうことを広報とかホームページで掲載できるかどうかちょっと調整して検討してみたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 何度も申し上げているんですけど、分かりやすくということだから、ただこういう委員でこれだけやっていますというのを言ってもしょうがないので、それは私は逆に紙面とか掲載の無駄のスペースになっちゃうと思うから。だから、例えば、これだけあった場合は、1回はこの1面、例えばこれだけでもいいよね、生涯学習審議会があって、年に何回やっていて、何人の構成員があるんだっていう、これだったら1面で十分いけるから60あったとしてもね、小さくても何でもね。

それを示した上で、今部長が言ったように、ちょっと市民に近いところとか、あるいは回数が多くやられているところとか、あるいは行政課題で今後は重要だよと思われるところを、何かちょっと解説みたいのをつけて分かりやすく。それがどういうのがいいのか分かりませんが、とにかく身近なものに感じてもらわなきゃ、そしてまず市民が分からなくて、でも何の会議か分からなきゃ受け手もないですよ。当然のことだと思うんだけど。そういう努力をちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

工夫はいろいろあると思うのでね。これ全部やるっていったら、本当に何の情報もほかに載せられなくなってしまうけれども、何年かに1回ぐらいは、全部こういう委員会がありますよというのは告知してもいいと思うし、それぞれの工夫に準じてやっていただければというふうに思います。そういう努力をしないと、何度も申し上げている受け手いないですよ、今後。これで市民もここにお金が使われているということ、僅かではあるといっても、知らないこと自体も問題ですし、そこのところはしっかりやっていただきたいとします。御答弁結構です。

○委員（深井優也君） 1つ質問です。

先ほど60の審議会・委員会数があるというふうに伺ったんですけども、こちらで我孫子市では、附属機関としては60というのが全てになるのでしょうか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 60のうち1つは附属機関ではございませんで、それ以外の59が附属機関になりますけれども、日額7,000円でない附属機関は9つございまして、ただ、その中で、委員長とそれ以外の委員の報酬が異なるもの、あと座長とそれ以外の委員で報酬額が異なるものがございまして、職といたしましては11が日額7,000円でない附属機関となります。

○委員（深井優也君） 7,000円でないということで、それより高いんですか、低いんですか。具体的に金額とかも分かれば。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 一部でよろしいでしょうか、数が多いので。

介護給付費等の支給に関する審査会委員でございまして、1回1万9,700円。介護認定審査会委員1回、2万円、建築開発行為等紛争調整委員会委員、1回9,000円、ほかにも幾つかございまして、標準的な附属機関の委員とは異なる報酬額とすべき合理的な理由といたしまして、高い専門性が要求されるようなものでございまして、7,000円よりも高い報酬額で設定しております。

7,000円より低い附属機関といたしましては、日額4,000円で福祉有償運送運営協議会委員がございまして、こちらにつきましては、関係機関同士の情報共有の側面のある附属機関でございまして、こちらについては少し低めに設定しているということでございまして。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

高い専門性が必要ということで金額が変わるということはおおむね理解できました。

この60、今ここにある委員会の中でも、例えば、2ページ目の下から2つ目、総合計画審議会委員とかというのは、かなり市の根幹をなすような委員会かなと思うんで、結構金額、これだと逆に安過ぎるんじゃないかなというような感じもあつたんですが、これがどうしても一律全額9,000円にしないと手間がということであれば、そういうのも致し方ないなとは思いますが、今おっしゃられたように高い専門性が必要なものであれば、2万円いっているところ等もあつたりするので、そういったところの何か精査とかはちょっと必要なかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 委員御指摘のとおり、担任する事務であるとか業務内容、他市の報酬額の状況なども考慮しまして、実態に見合った報酬額となっていない委員につきましては、所管から相談がございましたら、都度協議いたします。

また、今後も適宜見直してまいります。

○委員（深井優也君） 分かりました。

そうすると、ちょっと今このタイミングで全部が全部2,000円上げるとするのはどうなのかなというのもちよっと感じてしまうんですが、引き続き僕も勉強していきたいなと思います。答弁結構です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

---

午前10時22分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（松島陽子君） 議案第2号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の9ページをお開きください。

初めに提案理由です。

給与の適正化を図るため、職務の級が6級から8級までの一般職の職員の給料を減額する特例措置の減額割合を改定するため提案するものです。

それでは、給料を減額する特例措置について御説明します。

議案資料の1ページを御覧ください。

現在、市では、財政状況を考慮し、給料の独自削減を実施しています。その減額割合を6級については2%から1%に、7級及び8級については2.5%から2%にしようとするものです。

対象となる職員数は157名で、内訳は2の表にあるとおり、6級67名、7級77名、8級13名です。

3の表は、独自削減の経緯です。平成22年度から開始し、今年度で14年目となります。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4は、平成21年度からのラスパイレス指数と政令指定都市の千葉市を除いた県内順位です。令和4年度のラスパイレス指数は98.8で、53団体中44位となっています。この改正に伴う一般会計への影響額は825万5,000円です。

次に、議案書の10ページを御覧ください。

条例案ですが、給料を減額する特例措置について規定している附則第18項において、第1号及び第2号の減額割合を改めます。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

次に、議案第3号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（松島陽子君） 議案第3号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書11ページをお開きください。

初めに提案理由です。

一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

議案資料の2ページ、1、改正内容の（1）給料月額の改定を御覧ください。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の給料表が令和5年度から平均1.1%引上げられました。これを踏まえて、令和6年4月1日から常勤の特別職の職員の給料月額を約1.1%引上げようとするものです。

常勤の特別職の給料月額については、平成22年4月1日から財政状況を考慮し約2%減額しています。

今回の条例案では、表の左側に記載している本来の支給額について、約1.1%を引上げて、市長87万4,000円、副市長74万7,000円、教育長68万2,000円、水道事業管理者66万2,000円とし、実際の支給額は約2%減額した右側、太枠内の改定後の金額とするものです。

（2）期末手当の引上げを御覧ください。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が令和5年度から0.1

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

月分引上げられました。これを踏まえて、令和6年4月1日から常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を4.35月から0.1月分引上げ、4.45月にしようとするものです。6月期、12月期ともに0.05月分引上げ、2.225月とします。

2の表は、近隣市の常勤の特別職の給料月額及び期末手当の年間支給月数です。

給料月額については、柏市のみ令和6年4月1日から引き上げる予定としており、ほか4市は改定予定なしとのことです。期末手当については、5市とも12月議会で引上げを行っています。

なお、給料月額の改定及び期末手当の引上げについては、昨年10月27日に開催された特別職報酬等審議会においても妥当との答申を受けております。この改定に伴う影響額は、常勤特別職4名で、92万7,000円です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） この東葛近隣市の表見ても別に高いとも全く思わないし、むしろ安いぐらいですよ。ただ、千葉県全体で人口10万から15万の区分を見ると、高いとも低いとも私は思いません。市長とか副市長、特別職の職域を考えると、大変な仕事で24時間365日ですから。ただ、私、立憲民主党の中でも反対討論何件か基礎自治体でさせていただいているんだけど、物価高で生活が非常に厳しい中、年末には一時給付金が12月に頒布されました。

6月に今度は税金の還付を、この物価高対策、生活支援策としてやるということで、むしろこの時期が、これは国保とか介護保険もそうなんだけど、そうとはいえ適正財源のために上げるというところもあります。あるいは財調が我孫子よりも小さくても、例えば100億円あるからそれは耐えますというところもある。だからそれはいろんな要素があるので一概には言えないと思うんだけど、私はやっぱり生活支援で厳しい人たちがこれから感ずるのは、多分夏以降だと思うんですよ。

物価スライド方式で、もちろん年金も上がるわけけれども、物価高と生活の苦しいこの状況の中で、とてもとても、いやいや物価スライドこれ本当駄目だねというのが、去年の分が今聞こえてくるんですね。我々のところにね。だから多分、いや、何なんだろうというのが多分夏とか秋とかの頃に多分聞こえてくる、今年の方が物価スライドまた上がっても、物価高がさらに超えて、給与も中小零細は全然上がらないという中で。だから私は一貫して、今じゃないんじゃないかな。ただ、これ考え方の違い。去年も同じことをやっているから、同じ議論をしてもしょうがないので。

ただ私ちょっと申し上げたいのは、やっぱり三役の方々には、この生活苦がある中で今じゃないだろうという思いがあると。それに対するちょっと御見解を聞きたいというふうに思います。

○市長（星野順一郎君） 御指摘は十分理解をできるところです。私自身も、もう何度も言っていますけれども、市長に就任して12年間、給料についてはアップをしませんでした。人事院勧告に

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

については御存じのように、職員は人勧尊重で、常に人勧がプラス改定るときはプラス、マイナス改定るときはマイナスという形で、職員については対応してきました。

その中で、報酬等審議会の中からも、12年間人勧がプラス改定するときには据え置いて、マイナス改定るときはマイナスをして、そして先ほど言ったように職員の減額を今やっていますけれども、この時にも同じように同率でやっていますから。当然そうすると、給料が高い人が額が低くなるという形になっています。

それを12年間やってきて、報酬等審議会の皆さんからも、市長、もう上げていいよと言ってくれるようになってきたところですから、私としては報酬等審議会の皆さんが了とするんだっただらば上程をするし、否とするんだっただらば上げないつもりでいましたんで、これについては今回の分についても、あくまでも人勧だけ。

そして、御存じのように、職員については昨年4月に遡っての適用ですけど、我々については次の年からという形で対応させていただくことにしていますんで、これについては議会の判断にお任せするつもりでいます。

○委員（飯塚誠君） これはもう見解の違いなので、ずっとやる気はないんですけども、ただ1つ申し上げたいのは、やっぱり人事院勧告というのは、基本的に職員の方々に対する基準を示すものであって、それに準ずる職域についても、そうしたらいいんじゃないですかというのがもともと人事院勧告の成り立ちなので、私は市長とか副市長とか特別職というのは、そういう職域には該当しないというふうに思っています。

ただ基準として、そういう御提示をしているんだというだけだから、やっぱりここは首長という人たちは率先して、やっぱり職員の給与が全部上がり切るまで、戻り切るまでと言ったらいいのかな。そして上がり切るまで。

もっと言うと、民間、今年春闘が僕は勝負だと思うんですね。春闘というのは、大企業の春闘がうまく実現した後に中小企業、零細企業、あまねく八十数%であるこの人たちの給料が上がって、この物価高を上回る景気の好循環サイクルに移ってからで、僕はこれ、内閣総理大臣も一緒なんですよ。別に星野市長だけを責めているわけじゃなくて、もう来年でいいだろうと私は思っている、我々というのかな。

だけど、それはもう見解の相違なので、これはもう議論をしないですけども、ぜひ特別職の方々には、人事院勧告に準じて上げたけれども、世の中はかなり厳しい状況だと。だから、自分たちの身を削ってこれまで以上に頑張っていこうという、その意気込みをね。やっぱりあと職員の方々はその感じないと意味がないので、トップだけが幾ら走り回ってもね。だから、そのところが市の職員の方にも、人事院勧告で上げられるけれども、まだまだ厳しい状況だということを周知徹底してただけるようお願いをして、答弁は結構です。終わります。



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

議案第4号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 議案第4号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の14ページをお開きください。

初めに提案理由です。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、及び近隣市の状況を考慮し、期末手当の支給割合を改定するとともに、関係条例の条文を整備するため提案するものです。

地方自治法上、フルタイム会計年度任用職員については、これまでも勤勉手当の支給は可能でしたが、パートタイム会計年度任用職員について支給できないこととなっていたため、フルタイム会計年度任用職員についても勤勉手当を支給しないことを基本とするよう、総務省から技術的助言として通知が発出され、市においてもこれに従ってきました。

しかし、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするよう地方自治法が一部改正され、改正法は令和6年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、総務省の通知も勤勉手当を支給することを基本とするよう変更されたことから、条例に、勤勉手当に関する規定を追加するものです。

また、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給に当たっては、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があるとの総務省通知や、会計年度任用職員に対する令和6年度の期末勤勉手当の支給月数が、県内の全市町村において常勤職員と同じ月数とする予定である状況を鑑み、本市においても、支給月数を常勤職員に合わせ、期末手当は年間2.45月、勤勉手当は年間2.05月にしようとするものです。

条例案では、議案書の17ページ、下から2行目、第13条第4項において、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数を定めています。6月と12月の2回に分けて支給するため、改正前100分の90とあるのを100分の122.5に改めます。

次のページ、上から6行目、新たに追加する第14条を御覧ください。

フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての規定です。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

第1項は、支給対象者を定めます。

任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日の基準日に在職する者に対し、人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給します。基準日前、一月以内に退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員についても支給対象とします。

第2項は、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の計算方法を定めます。

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額です。この市長が定める割合は規則で定めますが、在職期間別割合に成績率を掛けた数値とします。

また、後段で6月と12月に支給する勤勉手当それぞれの総額は、勤勉手当基礎額に勤勉手当の支給月数である年間2.05月の半分である1.025月を掛けた額の総額を超えないこととすることを定めます。

第3項においては、フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額について、基準日現在の給料月額と地域手当の月額の合計額とすることを定めます。

第4項では、前条第2項、第3項及び第6項のフルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する規定を、勤勉手当についても同じように当てはめて適用するということを定めています。

次に、20ページ中段、新たに追加する第25条を御覧ください。

パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての規定です。

第1項において、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当については、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用することとしています。支給対象者は、原則として任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員です。

第2項においては、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額について、勤務1時間当たりの報酬額を月額に換算した額とすることを定めています。

勤勉手当の具体的な計算方法は、資料で御説明します。

議案資料の3ページをお開きください。

勤勉手当の計算方法は、期末手当と共通する部分が多いことから、期末手当についても記載しています。

1の表では、6月期と12月期の期末勤勉手当の基準日と、それに対応する在職期間及び支給日を記載しています。

2、期末手当及び勤勉手当の計算方法のうち、下の計算式が勤勉手当の計算方法となります。勤勉手当基礎額に成績率、標準の成績の場合には常勤職員と同様の支給月数1.025月と在職期間別割合を乗じて得た額が勤勉手当の支給額となります。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

計算式にある、勤勉手当基礎額及び在職期間別割合は、資料の3及び4に記載したとおりとし、いずれも期末手当と同様とします。

資料の5、期末手当及び勤勉手当の支給対象とならない会計年度任用職員を御覧ください。

条例第24条第1項に規定する規則で定める期末手当の支給対象とならないパートタイム会計年度任用職員と、条例第25条第1項に規定する規則で定める勤勉手当の支給対象とならないパートタイム会計年度任用職員について記載しています。

基準日である6月1日または12月1日に、(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、支給対象から除外します。

(1)は、本市の会計年度任用職員としての勤務条件が社会保険加入者の要件を満たさないものです。(2)は、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員、(3)は我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員です。

次に、議案書21ページをお開きください。

この条例の附則第2項で、我孫子市職員の育児休業等に関する条例を一部改正します。

22ページ、上から2行目、第7条第2項において、育児休業中の会計年度任用職員のうち基準日以前6月以内の期間に勤務期間がある場合には、勤勉手当の支給を可能とするよう改めます。

そのほか、引用する我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の条にずれが生じたため、条文を整理します。

21ページに戻りますが、上から5行目、条例の施行期日について、令和6年4月1日から施行することとします。

最後に、影響額についてです。

勤勉手当の支給に伴う影響額は1億9,061万3,000円、期末手当の改定に伴う影響額は6,043万8,000円です。

なお、条例改正と直接は関係ありませんが、規則において、会計年度任用職員のうち一部の職種について報酬改定を行うとともに、新たな職種の追加及び任用予定のない職種の廃止を予定しており、これらに伴う影響額として1,678万6,000円を見込んでいます。そのため、今回の会計年度任用職員の制度改正に伴う影響額は、総額で2億6,783万7,000円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） 説明をお伺いしましたがけれども、会計年度任用職員、これは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 延べ人数で、1月1日現在889名でございます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（佐々木豊治君） 約2億円何がしの金額が実は出るわけですね。十分なる皆さん一人一人の状況と、特に特別手当という形で出せるような状況がありますね。だからその辺をきちっとやっていただければ、私は大変結構なことだと思っております。その辺どうですか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 今回、他市の状況につきましても調査いたしましたところ、支給月数については、全て常勤職員と同等とするというような状況でございますので、我孫子市につきましても、同じように適切に対応してまいりたいと思います。

○委員（佐々木豊治君） いずれにいたしましても、今までは、はっきり言えば職員の皆さんがずっと頂戴しておったんですけれども、逆にパートの皆さん方は特別手当というのはなかったわけですね。ですから、そういう意味では、私は大変よろしいかと思えます。

というのは一生懸命、仕事をやっている姿を見ると本当に感動するんですよ。ですから、その辺も負担よかったなと思っておるんです。以上です。

○委員（飯塚誠君） 一律にこれ上がることは全然いいことだと思うし、これ大事なことなんだろうと思うんだけど、令和5年のときだから、昨年の本会議、委員会等で、会計年度任用職員の社会福祉系だとか、あるいは先般の本会議でも教育相談員が集まらないよということで、あれは常勤だったわけなんですけれども、なかなか会計年度任用職員でも、そういうちょっと特殊な領域についてはなかなか集まりにくいということで、昨年度その会計年度任用職員の報酬等の一覧を、福祉系に限って、あるいは教育系に限って調べていただいたんだけど、めちゃくちゃ格差があるんだよね、自治体ごとによって。

だから例えば教育相談員とかだと、我孫子が時間当たりの報酬単価が2,310円とか2,540円に対して、例えばこれ、田舎なんかで銚子市だと5,000円とか5,400円、それとあと柏市でも5,000円。この2,310円というのが安い高いかということ、僕は平均だと思うんです、千葉県これ全部を見ると。だけど、ちょっと専門的というか、ちょっと特殊領域というんだろうか、そういうところに行くと奪い合いが自治体間で生じて、あんまり好ましくない状況になっていると思うんですよ。

これ、なんでこう格差が出てくるんでしょうか。ほかの一般事務職的な会計年度任用職員とかそんなに差が出ていないですよ。けどこの教育系とか社会福祉系というのは、安い自治体と、さっきの二千三百幾らって高くないというのは1,121円とかもあるんですよ。だから、なんでこんなに差が出てくるのかなというのは、どういうふうに捉えていますでしょうか。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 専門職につきましては、勤務条件が自治体によってまちまちとなっていると考えております。かなり高額な5,000円を超えるようなものでしたり、そういったものは、恐らく月に数日しか勤務しないような状況であったりとか、そういったところも関係しているのではないかと考えております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（飯塚誠君） ただ、この一覧見ると、それじゃとても説明がつかないですよ。じゃ、1, 120円のところはどなの。

○人事課長補佐（鈴木由美君） 専門職の責任の範囲、そういったところも関係しているかとは思いますが、常勤職員の補助的な業務のみをやっている職のところもあれば、常勤職員以上の専門性を持って業務に当たっているような職もございますので、そういったところにつきましては自治体ごとにつぶさに検討しないと、ちょっとなかなか内容までは見えてございませんので、そういったところで報酬額が異なっているものと考えております。

○委員（飯塚誠君） 多分なんだけど、この皆さんも推量で、私も推量の議論になっちゃうんだけど、これ一覧に出たときに著しく安いところが、例えば2自治体とか3自治体で、高いところが今、例えば4自治体とか5自治体しかありませんよというんで、あれば今の議論が成り立つと思うんだけど、これだけ数値がばらばらに、たくさんの自治体があるということは、多分今の推量では説明が付き切れないんだろうと思うんですよ。

ここは常勤職がいるから、補助的な役割だからこうだよということにしては、1, 200円がばっていっぱいある。じゃ、そこは全部補助的業務なのかということところはちょっと説明が、そういうのではこういう数値が出てこないだろうなど。いろんな数値を眺める中でね。

だからやっぱりこれ分析をしないといけないのだと。何度も言うように、奪い合いになることは好ましくないけれども、少なくともこれだけあると雇用しようと思う側にとっては、競争戦略に負けちゃうということにならない。だから、今ので、ずっと原課も、我々議員も、推量レベルで議論をしていたんでは、多分こうなんじゃないかなと思いますっていうんでは、雇用しようと思うときに説明がつかないですよ。その競争戦略に負けちゃうじゃないですか。

明らかにこうだからこのところは1, 000円なんですと、明らかにこうだからこのところは5, 000円なんです。いや、ここはどうしても市長として、例えばある自治体で社会福祉系で特色を持ちたいということで、がばっと高く、人材を雇用してるんですよっていう、そういう構図みたいなものが見えてこない、少なくとも私は、別に銚子市とか勝浦市と競おうとは思わないけど、東葛近隣市とか、あるいは鎌ヶ谷市とか印西市とか、こういうところはもう成田市付近まで含めて、我々としては、選ぶ側にとっては競争戦略に巻き込まれるエリアなので、そこはやっぱり、これは去年なんだけれども、やっぱり1年たったらもうちょっと調査をこういうふうにやりましたよと。

このときも言ったんですよ。いろいろ皆さん業務で忙しいだろうから、緊急でなくてもいいから空き時間を見つけてやってくださいねと。だけど1年たっても全く進んでいないと。推量領域だということになると、民間企業の人事としてはちょっと違うんじゃないのと。もうちょっと分析しないとこれ負けちゃうよねと。ただただ、だって推量に基づいてお金を上げましょうとか下げましょ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うというのは怖い話で、そのこのところは今、いやこのこのところは補助的業務のところは見てみると全部1,200円ぐらいですとか、あるいは専門性を求められているところは全部5,000円台とか4,000円台ですみたいな、そのこの自治体はここと、ここと、ここですみたいな。やっぱり採用側にとってはそのこのところを整理していかないと、どこまでいってもこれ負けちゃうと思うんですけど、いかがでしょうか。

○人事課長（山崎美弥子君） 毎年近隣のほうには会計年度の報酬単価というものを調査を投げております。

その中で、他の自治体、確かに低いところと高いところの格差というものが出ておまして、どうしても人事としても近隣市の状況の報酬単価の比較はしておりましたけれども、確かに低いところと高いところの差があまりにもあるところに関しましては、各自治体のほうに確認をしていきまして、今後その単価の反映に検討していきたいと考えております。

○委員（飯塚誠君） 多分民間企業の人事だったら、この競争戦略に巻き込まれる中で、じゃどうい内容なんだろうかと、もうちょっとちゃんと調べてみようよって議論になると思うんですよ。だって、他に流出しちゃうわけだから。

だから、やっぱりそういう危機感を持って、人事のほうもちゃんと、今みたいに推量の議論ではなく、こうだから多分この単価なんですよ、こうだからこの単価ですよと。そうすると、うちの業務内容からすると負けている、これだけを課しているわけだから、もうちょっと200円上げなきゃ厳しいですよとか、そういう議論をやっぱりしたいですよ。

そういうふうにする議論にするためには、もうちょっと準備をしなければいけないと思いますので、ぜひ1年ぐらい。そんな来議会とか申し上げませんが、でも、去年から何にも進んでなくてまた1年という、どうしているのって話になっちゃうので、少しずつでもいいからもうちょっと内容を詰めてってもらいたいというふうに思います。御答弁結構です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号、我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 議案第5号、我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

初めに提案理由です。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

性別を問わず多様性を認め合う社会づくりに向けた取組を市民と協働してより積極的に進めていくため、男女共同参画に関する事務を企画総務部から市民生活部へ移管するため提案するものです。

男女共同参画事務については、平成25年度に当時の市民活動支援課から秘書広報課に、男女共同参画の情報発信を充実することを目的に移管しました。

秘書広報課では、SNSやインターネットの活用などによる啓発活動に取り組んでいるところですが、ここ数年は男女の格差解消とともに、LGBTへの理解増進やパートナーシップ制度の導入など、性別を問わず多様性を認め合う社会づくりが求められています。

こうした取組は、市民や市民団体と協働して推進することがより効果的であると考えため、市民協働推進課に男女共同参画室を移管するものです。

では、条例の改正内容について御説明いたします。

議案書の24ページをお開きください。

改正前においては、第2条第1号、企画総務部に男女共同参画に関することを規定していましたが、改正後は、先ほど申し上げました提案理由のとおり、第3号、市民生活部に男女共同参画に関することを規定いたします。

この改正は、令和6年4月1日から施行します。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） 先ほど説明をお伺いしたんですけれども、組織的にパートナーシップとかいろいろな事情によって、やらなきゃいけないということなんですけれども、ところで私は聞きたいのは、昨今、AI教育とか様々な形で社会に行っておりますね。組織としては、どのようなAIに対するという形でしょうか。組織体制を実務的に導入しようとしているのか。企画総務部長あたりにちょっと聞きたいんですけど。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

---

午前11時03分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市債権管理条例の制定について、当局の説明を求めます。

○財政課長（関口浩紀君） それでは、議案第6号、我孫子市債権管理条例の制定について御説明いたします。

資料は、議案書25ページから27ページ、議案資料は4ページから5ページとなります。

提案理由は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、管理の適正化を図るため提案するものです。

議案資料4ページ、我孫子市債権管理条例に関する資料に沿って説明させていただきます。

まず、制定の目的です。

市の債権の管理に係る統一したルールを定め、管理のさらなる適正化を図ることを目的といたします。市が有する債権は、地方自治法をはじめとする関係法令の規定に基づき適正に管理する必要がありますが、その具体的な取扱いについては、全庁で統一したルールが定められていないため、各債権所管課で対応が異なっています。

また、市の債権のうち、市営住宅使用料や水道料金などの私債権については、時効期間の満了により自動的に消滅する公債権とは異なり、時効の完成には債務者による時効の援用が必要なため、地方自治法の規定に基づき、個別の債権に係る権利放棄について議会の議決を得るか、地方自治法施行令の規定に基づき債務を免除しない限り、債務者の所在が不明な場合など、回収の見込みがない債権について管理し続ける必要があります。こうした課題に対応するため、本条例において債権に係る台帳の整備を義務づけるなど、債権管理に関する基本的な事項を定めます。

また、相当の努力を尽くしても履行の見込みのない私債権について、放棄の要件を規定して、要件に合致したもののみ市長や水道事業管理者の権限により放棄できることとし、債権の管理に係る業務を減らし効率化を進めるなど、管理のさらなる適正化を図ります。

次に、2の県内市町村の制定状況です。

令和5年4月1日現在で、債権管理に係る条例を制定済みの県内市町村は、54市町村中28市町村で、割合にして52%となっております。また、東葛6市において、松戸市、柏市、野田市の3市が制定済みで、我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市が未制定となっております。なお、千葉県においても、令和5年3月に条例を制定しています。

次に、3のパブリックコメントの結果についてです。

本条例案について、令和5年12月1日から令和6年1月4日までの期間でパブリックコメントを実施したところ、御意見はありませんでした。

次に、4の条例の主な内容についてです。

先ほど御説明したとおり、本条例では、台帳の整備と債権の放棄を大きな柱としています。この



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うち台帳の整備については、全庁統一のルールとして、督促を行ってもなお履行されない債権がある場合は、履行状況や交渉履歴、財産状況などの情報を記載する債権台帳の整備を義務づけます。

また、債権の放棄については、適正な債権管理を続けても履行の見込みがなく、時効期間の満了だけでは消滅しない私債権について、限定的に放棄が可能となるよう規定いたします。

債権の放棄に当たっては、本来、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得るべき重要な案件であることを念頭に置き、債務を滞りなく履行している市民が不公平感を抱くことのない、安易に放棄することなく、必要な対応を十分に行った上で厳重に審査し、放棄の可否を判断することといたします。

放棄を決定した債権については、本条例において議会に報告することを定め、施行規則において決算の認定と同じく翌年度の9月議会で報告するよう定めます。

施行期日は令和6年4月1日からといたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） 遅々として進まない債権回収をそのまま業務として残しておくのを、その不合理性というのもある一方で、さきほど最後に説明したように、これは市民の財産でありますから、これを安易にすることがいけないと。やっぱり民間企業もそうなんだけど、台帳を作ってこうふうに管理していくと、それをやったほうがいい、この時期にやっちゃえよみたいな話になる可能性が非常に高いので、そうならないように私は注意が必要だと思うんだけど。

ちなみになんだけど、法律上の時効期間の満了では対処し切れず、督促を何度しても駄目な債権ってどれぐらいあるんですか。要はこれがもし、例えば今法律上でこれを条例として施行されてたとして、これに該当する案件っていうのはどれぐらいあるんでしょうか。

○財政課主幹（加藤靖男君） まだ現段階で施行していないもんですから、実際には個別具体の案件ごとに判断する必要がございますので、正確な形で幾らというところまでは今算出しておりませんが、一つの金額の目安としまして、昨年11月頃に全庁宛てで、履行期限から例えば3年以上未収入となっているものという金額につきまして調査しましたところ、一般会計で3,000万円程度、それから水道事業会計のほうで6,000万円程度というふうに把握のほうは行っております。

○委員（飯塚誠君） 一般会計で3,000万円程度、水道事業会計で6,000万円って、これ件数的にはどれぐらいあるんですか。

○財政課主幹（加藤靖男君） 件数ベースで申し上げますと、一般会計で約700件程度、それから水道事業会計のほうで約2万2,000件程度となっております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（飯塚誠君） これらのところが、例えば相当な件数が、特に水道事業会計はあるわけだけれども、この中で回収できている率っていうのはどれぐらいかしら。民法上、債権ここで満了ですというところで、いや、督促をした結果、法律上の満了期限前に回収ができましたというのは何件ぐらいでしょうか。

○財政課主幹（加藤靖男君） すみません。督促を行った結果、回収できた金額につきましては、把握のほうしておりません。

○委員（飯塚誠君） この法律を僕やる時は、こんだけあるわけだから、非効率性を解消するという意味ではいいと思うんだけど、そこが大事だと思うんだよね。

いわゆる、一般的にちょっと今月苦しいから払わないよという滞納とはちょっと質が違って、例えばなんだけど、お亡くなりになられたときに、残余の財産によって一括回収されたとか、企業が飛んじゃったために、累積の額が一気に多いのが計上された、何かこの特殊要因がやっぱりあると思うんですよね。そういうものはひょっとすると、あるいつときによって、時系列で切ったときに一気に回収される可能性もあるわけじゃないですか。先ほど言った、ずっと累積で払っていないんだけど、結局お亡くなりになられたときに見たら残余財産があったので、これが解消できましたみたいな事例はあり得ると思うんですよね。

そうすると、日々の業務の非効率性を解消するという意味では有益であったけれども、ある一時点で切ったときに、回収できるものが回収できない債権になってしまうというリスクもあるわけですよ。

だからこれやっぱり導入することは、別にそれはいいんだけど、そこをやっぱりよく鑑みて、要は台帳に載せるとか切るとかっていったときに、うまくいった場合に、どういう事例があって、どういう回収方法があったのかというのを調べておかないと、安易に年月だとか額とかでやって切ったときに、そういう特殊事例で回収できましたみたいなのがあったら、言ってみたら市民がばかを見るっていう話なので。そういうのをちょっと、この条例案は条例案をしっかりとつくった上で、これもう導入済みのところがあるわけじゃないですか。そういうところを聞いて、そういう特殊事例をちょっと。その特殊事例は、その台帳に残しておく。ある一定のところではぼんぼんぼんと切るようなことはせず、ある、こういう額については回収ができましたよとか、こういうふうには回収できたものがありますよっていう特殊事例については、やっぱりそのところは慎重に、債権抹消に行かないようにしていかないと、市民の財産が毀損されるということになると思いますが、いかがでしょうか。

○財政課主幹（加藤靖男君） 本条例案では、まず督促を行ったけれども、なお支払いがない場合には必ず台帳を整備することになりますので、記録という点では、その段階で全ての同様の事例について記録されるという形になるかと思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その中で、うまく回収できた事例とかその辺については、基本的には最終的に台帳を作ったけれども債権の放棄に至りましたということにつきましては、件数等まとめて議会のほうに御報告は入れることになるんですけども、それ以外のうまく回収できた事例についても、何らか把握できるような事務というのは取り入れることを考えたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 要は、安易に債権放棄されないようにということと言うならば、ほかの自治体の回収できた成功事例をしてみるしかないですよ。我々はこれから導入するわけだから、それやってみなきゃ。やってみる過程の中だと、債権放棄しちゃった後にそれが出たとしても、判明がしないわけだから。だから、ある一定期間、相当数その台帳には残ったんだけど、実はそのまま残しておいて回収された事例ってやっぱりあると思うんですよ。特殊要因においては。これは税務署なんかでもそうなんだけど。そういうアイデアをストックしていくことによって、そこに取り入れていくということで、本来できるものが台帳に載り、安易に削除されないというところにつながっていくんだろうと思うので。

ただ、件数はよく分かりました。あまりに多い件数なので、それは非効率性を解消すると。同時に、安易に債権を放棄しないという意味では、その成功事例をもうちょっとやっぱり当たってみたい。それは運用の中で、うちもこういうふうにしようって工夫すれば、そういうミスジャッジはなくなると思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員（椎名幸雄君） 資料の4の（2）のオですね、「相当の期間が経過してもなお徴収停止に該当」のときは放棄をするということですよ。それからあと、カにも「相当の期間」ということが書かれておりますけれども、この「相当の期間」というのはどの程度を言うのか、決まっているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○財政課主幹（加藤靖男君） 「相当の期間」につきましては、個別具体の条件、状況によって異なりますので、決まりとして一律に定めることは今回しないということにしております。

○委員（椎名幸雄君） そうしますと、そのときの条件だとか、その状況を鑑みて、それによって放棄をするというか、そういうことになるということですよ。

○財政課主幹（加藤靖男君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（椎名幸雄君） それから徴収のほうなんですけれども、今、一般とそれから水道、今2例が出されておりますけれども、この徴収方法は個別に、一般は一般、それから水道は水道、別々でやられているのか、それとも例えば1軒の家だとすると、そこに一緒に出されるのか、あるいは個別に出しているのか、その辺はどうですか。

○財政課主幹（加藤靖男君） 特に、今回債権放棄の対象にしているのは私債権になるんですけども、私債権につきましては調査はかけてはないんですけども、恐らく各課ごとに債権管理のほうは行っておりますので、個別に動いているような形になっていると思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（椎名幸雄君） 例えばこれ一緒にやるというような方法を取るというお考えはないでしょうか。

○財政課主幹（加藤靖男君） まず債権の種類としまして、滞納処分ができるような、いわゆる強制徴収できる公債権というものがまずございます。こちらは、法律にのっとって粛々と強制力を持った徴収ができるような形になります。

一方で、公債権の中でも、強制執行権がないような債権ですとか、あと今回対象としております相対の関係の契約等に基づいて発生する私債権、このようなものという形で、全て性質が異なっておりますので、なかなか一括で同様に処理していくのは難しいのかなというふうには考えております。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

次に、議案第7号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○財政課長（関口浩紀君） それでは、議案第7号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由ですが、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築関係手数料に新たな区分の手数を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る手数料を改定し、併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、文言整理を行うものです。

改正内容は、建築関係手数料、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料及び消防関係手数料の一部改正となります。

初めに、建築基準法の改正に伴う内容となります。

資料は、議案書29ページ及び30ページ、議案資料は6ページとなります。

議案書、新旧対照表、別表第2条関係、（6）建築関係手数料を御覧ください。

現在、接道義務及び道路内建築制限の既存不適格建築物の大規模の修繕、大規模の模様替えを行う場合、現行基準に適合させる必要があり、省エネ改修が困難となる場合がありますが、既存建築物の省エネ改修を促進するため、建築基準法及び建築基準法施行令の改正により、安全性等の確保を前提に接道義務及び道路内建築制限を引き続き適用除外とする認定制度が創設され、令和6年4月1日から施行されます。

この手数料条例の改正は、この認定の手数を新設するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

手数料の金額は、認定申請1件につき2万7,000円で設定します。

金額については、議案資料6ページを御覧ください。

千葉県及び東葛地区の5市の手数料案と比較し、安価である千葉県などと同額にしております。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う内容の説明となります。

資料は議案書31ページから34ページとなります。

同法の目的規定等が改正され、法律名に「等」が加わり「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に名称改正されたことにより、手数料条例の法律名の文言を整理するものです。

条例の施行につきましては、いずれも改正法の施行に合わせて令和6年4月1日からいたします。

また、千葉県及び東葛地区の5市においても、2月、3月議会に上程が予定されており、同様の改正方針であることを確認しております。

次に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う危険物貯蔵所の設置許可申請に係る手数料改定について御説明いたします。

資料は、議案書34ページ下段から37ページ、議案資料は7ページとなります。

(9) 消防関係手数料のうち、事務内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行うものです。

また、手数料を徴収する事務のうち、設置許可申請の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を加えるものです。

具体的な消防関係手数料の改定内容は、議案資料7ページ2、別表(9)消防関係手数料の改正についてを御覧ください。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料は、表にお示ししたとおり、危険物の貯蔵最大数量の区分ごとに、改正前金額から改定後金額へそれぞれ改めるものです。

なお、我孫子市内には該当する危険物貯蔵所はなく、現在のところ設置の予定もありません。

施行期日は令和6年4月1日からいたします。

なお、パブリックコメントにつきましては、法令等に基づく場合に該当するため実施はしていません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

議案第8号、我孫子市公契約条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○財政部副参事（須賀隆光君） 議案第8号、我孫子市公契約条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。

初めに提案理由です。

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例が改正され、工事及び製造以外の請負契約において、1,000万円を超える長期継続契約を締結することが可能になったことに伴い、条例の適用を受ける公契約の範囲をより明確にするため提案するものです。

条例の改正内容について説明します。

議案書の39ページをお開きください。

適用範囲を規定する第5条のうち、工事及び製造以外の請負契約の要件を規定した第2号について、「予定価格が2,000万円以上」としていたものを「予定価格（履行期間が1年を超える公契約にあつては、1年当たりの額）が2,000万円以上」に修正しました。

公契約条例の制度設計として、適用範囲の基準となる額については年度ごとの規模を想定しており、長期継続契約等の複数年の契約において、総額は2,000万円以上であっても、単年度当たりの額が2,000万円未満の案件にまで適用してしまうと、事業者に過度の負担を強いることとなることから、年2,000万円以上の契約を適用範囲とする運用に疑義を生じないようにするため改正するものです。

本条例案について、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

本条例は公布の日から施行としています。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

議案第9号、我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当局の説明を求めます。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） それでは、議案第9号、我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の40ページをお開きください。

初めに、提案理由につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年12月13日に一部改正されたことに伴い、旧法では第16条まで規定されていましたが、改正後では、条文が第30条まで拡大されたことから、引用している同法の条項にずれが生じたため、条文を整理するため提案するものです。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例第6条、我孫子市空家等対策協議会については、改正前、「法第7条第1項の規定により、我孫子市空家等対策協議会を設置する」となっておりますが、改正後は、「法第8条第1項」へ条文を整理するものです。

また、条例第6条第2項第1号につきましても、改正前、「法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項」となっておりますが、改正後、「法第7条第1項」へ条文を整理するものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で御説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第9号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして議案第23号及び議案第24号を一括して審査いたします。

議案第23号、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について及び議案第24号、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について、当局の説明を求めます。

○市民課長補佐（加藤恭子君） それでは、議案第23号、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について及び議案第24号、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について、併せて御説明いたします。

議案書104ページ及び105ページをお開きください。

初めに提案理由です。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

住民票の写し等の証明書について、コンビニエンスストア等の端末機、または全国の市区町村の窓口における交付が可能となったことにより、事務の委託に代わる制度が整ったことから、柏市、流山市、我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により、議案第23号では柏市と、議案第24号では流山市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

次に、概要について御説明します。

平成13年10月から柏市、流山市、我孫子市に住民登録をしている方について、住民票、印鑑証明書、戸籍証明書を3市の窓口で相互に取得できる共同発行サービスを実施してきました。

現在では、3市とも、いわゆるコンビニ交付に対応しており、朝6時30分から夜11時まで証明書の取得が可能となっています。さらに、令和6年3月1日からは戸籍証明書の広域交付が始まり、全国の市区町村の窓口で戸籍証明書の取得が可能となりました。

このことから、3市で行っている共同発行サービスはその役目を終えたと考え、令和6年6月末日をもってサービスを終了とするため、事務委託に関する規約を廃止することについて、柏市、流山市と協議するため、今回の提案に至りました。

なお、令和5年11月21日から令和5年12月20日まで、3市同時にパブリックコメントを実施しましたが、3市とも御意見はありませんでした。

規約廃止の施行につきましては、令和6年7月1日施行とします。

説明は以上となります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（椎名幸雄君） 確認ですけれども、手数料というのはどのようになりますか。

○市民課長補佐（加藤恭子君） 現在窓口で直接各市で発行している場合と、共同発行利用した場合では変更はなく、同額となっております。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第23号及び議案第24号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午前11時39分開議



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

議案第1号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第23号及び議案第24号につきまして、一括して採決いたします。

議案第2号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、我孫子市債権管理条例の制定について、議案第7号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、我孫子市公契約条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について、議案第24号、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について、以上議案9件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 1 時 0 0 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに消防本部に対する質問に入りますが、（仮称）我孫子市湖北消防署庁舎等新築本体工事に係る入札の不調について、発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長（国本浩二君） 委員会の冒頭でお時間をいただきましてありがとうございます。

令和 8 年度の開署を目指して進めております、（仮称）我孫子市湖北消防署整備事業について、令和 5 年 1 2 月 2 8 日付で入札公告をいたしました庁舎等新築本体工事案件が不調になりましたことを御報告させていただきます。

今回、実施した入札の方式は、価格のみでなく、工事实績や技術提案を含めて総合的な評価をする総合評価方式で行い、参加に当たっては、市内建設業者との J V、特定建設工事共同企業体を結成することを条件といたしました。

そして、令和 6 年 1 月 3 1 日まで参加申請を受け付け、1 者より参加申請がありましたが、2 月 1 4 日に J V のうち代表構成員が本工事に配置するとして申請した配置予定技術者がほかの工事に従事することとなり、本件工事に従事することが不可能となったためを理由に、当該事業者より辞退届が提出され、ほかに参加者がいないことから、本件を不調といたしました。

今後の対応といたしましては、スケジュール等への影響を加味しながら、予算や工期について関係課と協議を進めており、準備が整い次第、再度入札公告を行う予定としております。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして質問があればお願いします。

○委員（飯塚誠君） 令和 5 年 1 2 月 2 8 日に総合評価方式で募集したと。そして、まず地元の企業と J V はどことどこの J V で申出があったんでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 入札参加資格の中で千葉県内の事業者と市内の特定建設業許可を有する事業者ということで入札公告のほうしてございまして、そのうち 1 者から参加表明がございました。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 1 時 0 3 分休憩

---

午後 1 時 0 4 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○委員（飯塚誠君） この配置予定事業者 1 名が専任できないということだったんですけど、J V の相手方企業で 1, 0 0 0 平米以上の実績があるところって、かなり大きい会社だと思うんだけど

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ども、なんでその1名が専任できなかったというふうになっているのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 関係課のほうで、辞退届があったときに、その技術者がほかの工事に配置するんで、ここに配置することが不可能になったという辞退理由であったことから、その辺のヒアリングをさせていただいたということなんですけれども、ちょっとそちらのほうの別の案件にかかってしまって、こちらのほうの案件に技術者を専任で配置することが結果的にできなくなってしまったということで、今工事とかの中で技術者の確保がなかなか大変だということの中で、調整したけれども、なかなかここに専任で設置することが難しくなったというような回答であったという報告を受けております。

○委員（飯塚誠君） 社名とか全部消していいので、辞退届の書式というのはいただけますでしょうか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 1 時 0 6 分 休憩

---

午後 1 時 0 6 分 開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 個人情報に当たる部分は削除というか、黒塗りにした状態の中で御提出させていただきます。

○委員（飯塚誠君） 別にそこがそうだというふうに言っているんじゃないんですけど、総合評価方式の場合、全ての勘案をしてここだというふうに決めたんですけども、企業内というよりも、その業種内の事情によって、安易に辞退する事例が、ここじゃないですよ、いろんな自治体で発生して、そこには処罰を求めるような規定を設けている自治体もあるんですよ。だから安易にそういう辞退されちゃ困る。だから理由がちゃんとしているかどうかということなんだけど。

だから、それを見てからじゃないと分かりませんが、どういう努力をした結果、やっぱりその専任者が見つかりませんでしたってちゃんとしてもらわないと、安易に総合評価方式で決まったものが、逆に言うと、それはないと思うんだけど、どこか大手の建設会社から圧力がかかって、それで辞退届を出して、また新たな入札や総合評価方式でというの、ほかの事例でやっぱそういうのが見られているので、その辞退理由ってのは大事だと思うんですね。

だからそのところ、これでまた工事が遅れたりあるいは価格が上がったりすることによって、市民の財産が著しく毀損されるわけだから、こういうのが可能性があるわけなので。その辞退理由というのも総合評価方式で認めるならば、やっぱちゃんとしていかなきゃいけないし、あるいは場合によっては何か月罰則とか、いいかげんな理由だったらですよ、そこはちゃんとしていかなきゃいけないと思って僕は質問させていただきました。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

また、出てきた段階でヒアリングをさせて。だからその業者もちろん何度でもいいんですよ、それは本当にその理由だったら、それは見つからなかったんだから。だけど、僕はヒアリングのところが大事だと思うんだ。これを辞退届としてしようがないねって認めるところのヒアリングがちゃんとしているかしていないかで、やっぱりこの自治体は甘いよとか、ここは厳しいよというのが業界内でそういうのが連絡が行ってしまうと、いい結果というのは生まれなくなってしまうのでそこは要注意してくださいという意味の質問であります。

○市長（星野順一郎君） 御存じのように、昨今のいろんなものの資材の高騰で、他市でも、特に建設関係、結構入札不調が続いているというふうには聞いています。

うちの職員も建築技師、土木技士足りないという現実を踏まえて、民間のほうでもかなり足りないというふうには聞いていますんで、そこも踏まえながらヒアリングをさせていただきながら、次は入札不調を起こさないような条件をまたつけていく必要があるのかなというふうに思っています。

J Vでなければいいのか、あるいはいわゆるゼネコンでなくて市内同士あるいは隣町のJ Vの認めるかとか、いろんな形をこれから検討させていただいて、次の工事には遅れが出ないようにしていきたいなということと、多少、建設資材の高騰や、なかなか入らないという現実を踏まえると、工事期間の延長っていうのもあり得るのかもしれないので、そこも含めて、いろいろなところにヒアリングをさせてもらって、次はまず入札不調を起こさせないような、そういう手法に変更して仕様書を組む必要があるだろうというふうには認識をしていますので、今回の辞退のヒアリングも大事でしょうけれども、まずは工事に着手すること、ここにしっかりと重点を置きながら、この仕様書の見直しを図っていきたいなというふうには思っています。

○委員（飯塚誠君） 確かに市長のおっしゃるその人工がなかなか押さえられないってよく聞いているんだけど、私の人工っていうのは、現場の工事担当者の事例がほとんどで、あまりそこを監視するための、その予定事業者1名が駄目だから駄目っていうのはあんまり聞かないもんですから、今質問をさせていただきました。だから、ちょっと今一般的な資材高騰とか作業従事者がいないというのとちょっと違うと思うんですね。1名だから。

やっぱりそれは、次をやるときに何らかの、やっぱりその1名ぐらいはちゃんと確保見通しが、もしそれがないと工事が請け負えないというのであれば、そこはちゃんと責任を持ってやるというようなことを、安易に辞退させないということがね。1名だからね。これ、10名とか100名だったらあれだけどという意味の趣旨の質問であります。

○市長（星野順一郎君） 今回の工事が本体の消防庁舎とかを含めて、4棟建てる形になるんですね。庁舎と訓練棟と車庫と燃料倉庫。これを同時並行して進めようとする、極端に言いますと、2班体制のような、監督を2人入れた、そういうぐらいの規模の工事期間になってしまうんで、そこがもうちょっと工事期間が長くなる。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

してもらえるのであれば、1名の監督で、結構足りるんだけど、この工事期間でいくと、いわゆる2班体制のような形をとらなくちゃいけないんで、そこがなかなか厳しいよという工事会社の声も聞いていますので、それを踏まえながら今回入札不調にならないようにしていきたいというふうに思っています。

御存じのように、結構、工事監督者の兼務というのが結構うるさくなってきたもんですから、そこが結構、人の確保ができないというふうには、その以前からお伺いをしていました。ある程度の近接だったらば1人で兼務してもいいけど、もう離れると完全に兼務が認められないっていう、かなり工事についても非常に条件が厳しくなってきたんで、それに応じる人を確保できていないと、そういう体制の組み方ができなくて、結構、札も入れられないという業者もあったというふうに確認ができましたんで、そこも含めながら、ヒアリングを続けながら、次の入札のときには不調にならないように、まずそこに全力投球していきたいなというふうに思っています。

○委員（飯塚誠君） そのように注意していただいて。

僕が言いたいのは、正当な理由での辞退はしようがないのだけど、その業界慣習というか、そういうものを防ぐ。でも、そういうのも真つ当な理由かのように説明して、辞退というのはあらゆる自治体で見受けられるので、そうならないための足かせみたいなものもちゃんとつけていかなきゃ。例えばそういう事態になった場合は、これだって我孫子市が損害を被っているわけだから、例えば3か月間は駄目よとかね、そういう何らかの。そうすると、そのくくりによって一生懸命になるじゃないですか、総合評価方式で入札に入るときに、向こうも本当に大丈夫だろうなど。だからそういう何らかの形も踏まえて、もう二度と遅れない。

それで、今後の予定はどうなっているんでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 今後の予定としましては、今、関係課と2月に単価改正とかの部分も入っております、予算の部分の積算の確認とか、入札をどの時期に実施できて、どういう形で業者決定まで持っていけるのかというようなスケジュールも含めて今検討しております、当初言っておりました4月1日の開署についても、今の段階では確定的なことはちょっと言えない状況ではあるんですけども、本体工事の入札に向けて確定させていった中で、工程もしっかり確定させていきたいなということで考えております。

○委員（飯塚誠君） そうすると先ほど市長がちょっとおっしゃっていた総合入札の要件も含めてというんだけど、まだその時期は全く未定という状況でよろしいですか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 関係課と今、協議を進めておまして、その辺の予算、工程含めて確認中になります。

○委員（飯塚誠君） 質問に答えてほしいんですけど、だから今そういうスケジュールは一切未定なんですねっていったら、もう、はいかいいえで答えは終わると思うんだよね。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○市長（星野順一郎君） 今、担当が申したように、もう一度仕様書の見直しで、スケジュールや予算のほうももう再度チェックをしていて、4月中には入札をして業者が決まるぐらいのスピード感を持ってやりたいなというふうには思っています。

場合によっては4月、ゴールデンウィーク前後に臨時会を招集してでも、なるべく工期の遅れは取り戻したいというふうに思っていますので、失礼、予算のほうでした。臨時会を持ってでも、今組んでいる予算で不足が出るようであれば、予算を4月のゴールデンウィーク前後の臨時会で。そうすると6月の議会に契約の議案を出す予定でしたけれども、それも多少遅れるとなると、7月辺りに臨時会を招集させてもらって、契約の案件というぐらいも想定をしながら、今スケジュールを組んでいるという状況であります。

それによつては令和8年4月1日オープンの予定が、多少はずれるかもしれないけれども、あまり大きく遅れずに令和8年度中の開署を目指せるだろうというふうには踏んでいますので、そのぐらいのつもりで、今、担当課のほうで検討を重ねているという状況です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、ただいまの件以外の消防本部に対する質問をお願いします。

○委員（西川佳克君） 日頃、市の職員の皆さん、消防の職員の皆さん、市民の安心・安全、また、生命、財産を守っていただいて、日頃活動されていることに感謝申し上げます。

前回の一般質問の中で健康福祉部の部長からの答弁と、それから消防本部のほうからの答弁、2ついただきたいなと思ったんですけれども、時間の関係でちょっと省略させていただいたこともありますので改めてなんですけど、私は今、熱中症に関するいろんなことを調べたり、あるいは昨年からは消防の方にいろいろと質問、レクチャーさせていただいて、非常に、これ本当に熱中症になる方がどんどん増えている中で、これやっぱり課題の一つでもあるなというふうに感じていますので、様々な角度から質問をさせていただいています。

もう一度ここ、確認したいんですけれども、熱中症患者軽減のための取組として、前回、ちょっと省略しますけれども、広報での特集記事掲載やホームページ、メールやSNSでの配信を行っていますというふうに答弁されたんですけれども、消防本部としてはどういうふうな、この軽減のために取り組んでいらっしゃるのか、まずお聞かせください。

○警防課長補佐（竹田義成君） 熱中症におきます予防啓発なんですけれども、今、委員のおっしゃったとおりに、ホームページ、SNS等で啓発をしております。

また、消防にありましては、救命講習会、自衛消防訓練、自主防災訓練等で、直接市民に熱中症予防の啓発を行っています。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

これ前回も言いましたけれども、過去3年間いろいろ数字をもらいました。また、もうこれは市のホームページにも掲載されているんですけども、前回、令和5年の例えば7月に出動件数が731件、8月には752件、9月には692件と、これ本当に年々多くなっているんですけども、これに対してどうやったら、消防としてはもっと人数が減らせるのか、出動件数が減らせるのか、こういう具体的な取組とかはあるんでしょうか。

○警防課長補佐（竹田義成君） 今、委員の言われました7月、8月は件数がかなり増えております。熱中症の件数に関しましても、令和5年度になりますけれども、7月と8月で全体の79.4%を占めております。この期間の前に、直接、予防を啓発することで熱中症は防げると考えておりますので、啓発のほうをこれからも継続していきたいと思っております。

○委員（西川佳克君） 先ほど熱中症予防に対して、「広報あびこ」で出していますと。ここにいろいろ細かい内容書かれているんですけども。私ここで見たときに、健康づくり支援課も入れている、手賀沼課も入れている、これ質問のほうの回答ありました。秘書広報課もメール配信の方法に関して言っている。一番下に、消防本部の警防課でその数値を述べてらっしゃるんですけども、これやっぱりもっと消防本部が中心になって、本当に大変なんですよと、市民の皆さんどうか熱中症にならないように気をつけましょうよというアピールというか、もっと消防本部、頑張っているんですよというのが見えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、この辺に関してはいかがでしょうか。

もちろん、広報で出していますよというのは分かるんですけども、ちょっと伝わってこない部分も、個人の感想ですけどもあるんですが、この辺はいかがですか。

○警防課長（宮崎治君） 御質問ありがとうございます。

消防本部、なかなか今委員おっしゃられたように、どの担当部署においても広報やSNS等というふうに限られてしまうんですけども、今補佐が申し上げたとおり、自治会からのいろいろな要望で自主防災の訓練であるとか自衛消防訓練、そういったところに出向いたときにももちろんアピールはしております。

消防署のほうにも、庁舎見学等で、救急のみならず消防署全体の見学なんか訪れていただける方もいらっしゃいますので、そういった場合にはやはり季節を問わず、救急車の適切な利用方法ですとか、あとは先日も申し上げましたけれども、国のほう、県のほうで、#7119であるとか、子どもの場合は#8000、あとは国のほうでやっています全国版救急受診ガイド「Q助」というアプリがあるんですね。こういったときはどうしたらいいのかと、フローチャート式に流れていって、こういった場合は救急車を呼んだほうがいい、こういった場合は病院に直接かかったほうがいい、そういったような判断ツールというのもございますので、季節を問わず、熱中症に限らず、救

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

急車が適切に利用できるように、消防としても市民のほうにはアピールしている状況でございます。

○委員（西川佳克君） 本当に、今おっしゃるとおりだと思うんですね。

これも毎回同じことを言って恐縮ですが、令和5年中に我孫子市の救急業務状況、この救急出動件数が7,733件で、救急搬送人数は6,837人。対前年比265人増、約4%増と。

1日に平均すると、これ年間の1日の平均ですから21.2件で、19.2人を医療機関に搬送したこと。

こういう状況の中で、さっき言ったように7月、8月、9月で非常に多くなると。その背景として、今年も消防のほうでも多分情報はもう入れていると思いますけれども、気象庁発表、これ一般質問でも言いましたけれども、南米ペルー沖の海面水温が上がるエルニーニョ現象の影響で、全国的に気温が高くなり猛暑日が続くと予想していると。これがもう既に4月頃から暑くなる可能性があり、十分な熱中症対策をしてほしいと呼びかけていると。こういった地球温暖化に関して、これはもう日本だけではなくて、世界中そうだと思うんですねけれども、私はやっぱりこの我孫子市は、消防がこれだけ頑張っているんだよと。もっと市民に伝わるような方法があつていいのではないかなと思うんですね。

なので、他市いろんな取組をされているということも、この間ちょっとお話ししましたけれども、もうちょっと何か特化した、突出したものはないのか。ちょっとそこをお尋ねしたいんですねけれども、いかがでしょうか。

○警防課長（宮崎治君） ありがとうございます。

なかなか消防、119番要請があつて初めて救急隊が出動してということで、今委員がおっしゃるとおり、ちょっと受け身の態勢というのもあるんで、もう少し積極的にアピールしていければいいかなと思います。

消防の救急とか警防の行事のみならず、先日も2日の土曜日にあつたんですねけれども、消防防災まつりというのがございました。季節的には確かにこの時期なので、熱中症の発生というのは低いんですねけれども、今委員おっしゃられたとおり、そういった市民への意識づけというのも大変重要になってくる等ございます。そういったお祭りの中でも特設ブースも設けまして、救急車の適正利用であるとか、救急車、こういったときはどうしたらいいのというような御相談もございましたので、そういったこちらから出向いてアピールする機会というのも少しずつ増えております。

9月9日には救急フェアというの、この東葛の5市で持ち回りでフェアをやっておりまして、今年度の9月にも、我孫子市消防本部が事務局となりまして救急フェアというのを開催させていただきました。いろいろな企業様の御協力もいただきながら、小さいお子様から御高齢の方まで多くの方が会場に足を運んでいただきまして、そういった場所でも、救急の適正の利用といったもののお話できたかなというふうには実感しております。



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

本当に消防の職員のどなたかというのは分からないんですけども、非常にこのデータをちゃんと広報のほうに上げて、分析もされているという、非常に研究能力の高い方が職員の中にいらっしゃるのかなというふうに私は受け止めたんですけども。こういったことも含めて、もっと市民にPR、アピールというか、今の現状はこうですよというようなこともやっていただきたいと思うんですけども。これ、ちなみに職員の方がやられたんですよね。業者ですか。ちょっとそこを確認したいんですが。こういう全部データをグラフ化したり、エクセルで。

○警防課長補佐（竹田義成君） その資料に関しましては、救急救助係の職員が実施しております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

ぜひそういった方に、いろいろこれからも新しい改革をしていただきたいなと思います。

先ほどの中で、ちょっと私これ分からないんですけども、広報車というのが市の消防の中にあるというふうに聞いていますが、この広報車というのはどういったときに使うのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○警防課長（宮崎治君） 消防としまして、特段、消防、救急に関わる広報を専従に行う車両というのは特に定めてはいないんですけども、指令車とか、そういった要は赤いワンボックスみたいな車。ああいったものはございまして、もちろん車外スピーカーもついておりますので、必要に応じてそういった車両で広報のほうは実施できるというふうに考えています。

○委員（西川佳克君） そこで、提案なんですけれども、多分今春の火災予防運動で、夜、何かチンチンという音で回っていただいていると思うんですけども。そういう、例えば熱中症が多くなる時期とか、広報車を使っているいろんな市民の方々に、音とか聞こえるような形で、PRということじゃなくて、予防しましょうというようなことは可能なのか、それともそれはちょっと使い方はできませんよというものなのか、そのあたりはいかがですか。

○警防課長（宮崎治君） ありがとうございます。

季節に応じて今、委員おっしゃられたことは、今、実際やっています。消防団とかいろいろ回っていただいているんですけども、署のほうの協力も必要だと思います。

ただ、実施可能か可能でないかと言われれば、その辺は災害等がなければ十分できるというふうに思っています。ただ、緊急車両で市内を走行することなので、その辺は警察等の届出等も必要になりますので、そこは関係機関とも協力して、あとは今申し上げた署のほうの協力も得ながら、夏時期、確かに昼間の熱中症患者が多いんですけども、夜間帯も、就寝中なんかも、特に高齢者なんかはエアコンなんかつけずにお休みになる方もいらして、知らないうちに熱中症になるという方もいらっしゃいます。

夕方から夜間にかけて、皆さんがおうちにいる時間帯、多い時間帯を目指して、そういった広報

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というのは必要かというふうに消防本部でも考えております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

そこはいろんな方々と相談して、ぜひ取り入れていただけるのであれば、ちょっと挑戦していただきたいと思うんですね。

いずれにしても、これは一般質問の回答ですけれども、令和3年が62人、この熱中症で搬送された方ですよね。令和4年が76人、令和5年が102人と。できればですよ、これはあくまでも目標値として、できれば令和5年の102人を下回るような広報も含めて、消防のほうでいろいろ取り組んでいただきたい。もちろん、さっき言った市の健康づくり支援課とか、あるいは手賀沼課もそうなんですけれども、ぜひその辺連携も含めてやっていただきたいということと、最後、市民が本当に見える形で取り組んでいただきたいと思います。最後、御答弁お願いします。

○警防課長（宮崎治君） 委員がおっしゃるとおり、消防のみならず関係課と協力しながら、やり方は確かにいろいろあると思いますので、なるべく効果的な方法で、市民の皆様の熱中症の患者、リスクを少しでも軽減できるような取組を考えていきたいと思っております。

○委員（椎名幸雄君） 今消防のほうでいろいろありましたけれども、3月2日に防災フェスタございました。それで、NECグリーンロケッツ東葛の方が一日消防署長をしていただきまして、かなりの人たちがお集まりになったと思うんですけれども、大体何名ぐらいお集まりになったのか。それからまた外のところに消防車あるいはいろいろな車両を持参して、市民の皆さん、特に子どもたちや何かかなり消防の車両に乗ったりとか、写真を撮ったりとか、いろいろされておりました。今年は何名ぐらい、皆さん見えたか、お分かりになったら教えていただきたいと思います。

また去年もやっておりますので、この辺の経緯というか、どのくらいの推移で皆さんお集まりになっているか、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○予防課長補佐（角田周作君） 3月2日に開催されました消防防災まつりなんですけれども、全体の来場者数というのは、すみません、消防のほうでは把握のほうはできておりません。

ちなみに、毎年やっている中で、昨年よりも今年は、私の体感とはなりますが、人数は多かったというところは感じておるところでございます。

○委員（椎名幸雄君） 例年よりもかなり多く見えていたように思います。

またあと、防災ポスター等の、皆さん小学校、中学校の方に、学校からポスターを集めて、ポスター展とかいろいろやっておりますけれども、大体1回に百四、五十名の応募があると思っていたんですが、その辺の経緯というか、どのくらい毎年あるか、お分かりになりますか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後1時35分休憩

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 1 時 3 6 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○予防課長補佐（角田周作君） 市内小中学校の 19 校から毎年募集しておりまして、今年度の出展数につきましては、後日報告をさせていただきます。

○委員（芹澤正子君） 3 月 2 日の同じ話から始めます。

本当に去年に比べて今年はとてもにぎわっていました。それで私は女性防火クラブとしてアンケート用紙を通行人に配って、アンケートに答えてもらって、くじを引いてもらって、景品を渡すという係をしました。それで、そのアンケート用紙の中で、一番多い火事の原因は何かというのは、何と不審火だということでした。それではちゃんとした質問に入ります。

AED をコンビニに配置してもらってから、ちょうど更新の時期になりました。去年はコロナが第 5 類になったところですが、ここ数年の全ての AED の利用状況をお知らせください。

○警防課長補佐（竹田義成君） 救命率を向上させるために、平成 30 年 10 月 1 日から、市内の 24 時間営業のコンビニエンスストアに AED を設置させていただいております。現在の店舗にありましては 37 店舗になります。

使用状況ということなんですけれども、設置を開始した平成 30 年 10 月 1 日から現在に至るまでは 4 件の使用が認められております。

○委員（芹澤正子君） それと、途中コロナで AED の講習会は少なかったと思うんですけど、ここ数年の講習会の人数も教えてください。

○警防課長補佐（竹田義成君） 救命講習の件数なんですけれども、委員のおっしゃるとおり、令和 2 年、令和 3 年に関しましては 56 回と 50 回と少なかったんですけども、令和 4 年に 108 回、令和 5 年になりまして 168 回の講習会を実施しておりまして、救命講習の回数は増えております。

○委員（芹澤正子君） それともう一つ、新しい AED の機械は、ふだなじみのない市民にとっても使いやすくなったと聞きました。いつからどのように変わったのか御回答ください。

○警防課長補佐（竹田義成君） コンビニエンスストアの AED の設置は平成 30 年度から行われておりまして、今年度の 10 月 1 日に 32 店舗、32 基の AED を更新整備させていただきました。

この際に、今までの AED は、電気ショックが必要な傷病者に関しまして、充電は自動でするんですけども、電気ショックは助ける使用者が電気ショックボタンを押している状況だったんですけども、今回導入しましたオートショック AED は、電気ショックが必要な患者さんに関しまして、自動で充電して、電気ショックまで自動ですていただけるような機械になります。これによって、使用者の精神的負担を軽減して、救命率の向上が図れると考えております。

○委員（芹澤正子君） ありがとうございます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

昔は人工呼吸をするんでマウスツーマウスで何回か呼吸を口移しでやって、その後人工呼吸をして、また口移しでやってというところから研修を受けています。そのうち口移しはなくなって、でもAEDのボタンを押すショック、電源を入れるから周りの人は離れてくださいなんていうのも随分やったんですけれども、そのショックの必要がないというのは物すごく、何でもない人が突然それを使っても何でもないということを早くみんなに知らせてください。よろしくお願いします。御返事は要りません。終わります。

○委員（佐々木豊治君） 先ほど救急医療のことをお話しされておりましたけれども、非常に従前から話ししとるんですけれども、救急隊は結構ですけれども、医療機関の受入体制が非常に散漫になっているんですね。その辺、どのように今日まで対応してきたのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。お願いいたします。

○警防課長（宮崎治君） 救急件数、今委員おっしゃるとおり年々増加しております。もちろんそれに伴って搬送人数も増えているんですけれども、担当としまして市内の救急病院さん、事務長さんはじめ直接赴きましていろいろと日頃から調整はさせていただいております。市内の収容率も約70%程度ありますので、救急隊のほうも傷病の程度に応じて、救命センターが必要であれば近隣の救命センターのほうに傷病者を搬送するという形で行っておりまして、以前のコロナの時はかなり救急搬送に時間を要したという案件もございますけれども、近年においては救急件数自体はやはり増えているんですけれども、コロナに関する傷病者というのがかなり減ってきておりますので、今の体制で、取りあえず救急隊のほうの収容というのは、ある程度、充足しているというふうに感じております。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。

いずれにいたしましても非常に市民の方が消防署に電話かけましても、なかなか搬送が非常に遅くなっちゃうという形で、もう御案内のとおり、救急車が着きましても救急車の中でもう30分ぐらいいい、もしかすると1時間ぐらい待つ場合もあるんですね。その辺の搬送状況がもう少しスピーディーにいかないかなと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○警防課長（宮崎治君） 委員おっしゃるとおり、中にはなかなか傷病者の病気の状態とか、特殊な病気であるとか、そういった場合は確かに収容までに時間を要することもございますが、一応消防である程度平均出しているんですけれども、1件当たり50分以内ぐらいでは救急が完結しているような状態が多いというふうに報告は受けております。

繰り返しになりますけれども、例えばかかりつけの病院があると、もちろん第1優先はかかりつけの医療機関なんですけれども、やはり休日とか夜間などで、かかりつけの医療機関の受入体制がやっぱり整わないとなってしまうと、病院連絡も3回、4回とかけていくようになってしまいます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

市内からももちろん病院のほうは連絡させていただいているんですけども、市内の病院の受入れが困難ですと、だんだん近隣の柏市であるとか、松戸市であるとか、だんだんだんだん搬送の範囲というのも広がってしまうということ。そういった経緯がございまして、病院の連絡回数等が増えて、滞在時間が若干長くなるというケースも確かにございます。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。

いずれにいたしましても非常にスピーディーにいかないというのは、もう市長も御案内でしょうけれども、その辺救急ですからね、もう少しその辺をスピーディーにいく方法を考えていただきたいなと思っているんですけど。できれば市長からひとつお願いいたします。

○市長（星野順一郎君） 御存じのように、私も含めて医師会長、そして救急病院の院長、そして健康づくり支援課と救急隊で、年に1回病院長たちと意見交換をしています。その中で、御存じのように、この4月から医師の働き方改革というものを導入しようとしていて、特に小児救急について非常に危機的な状況になるというふうに予想をしています。

救急病院の中でも、小児科の先生に頼り続けていくと、それでなくても不足している小児科医にしわ寄せが行き過ぎて、小児科のドクター自体がもうまってしまうという状況になっていますから、今、救急病院の院長たちとも話をしながら、6月頃には広報、ホームページのほうでも、救急への呼びかけ、先ほど消防のほうからは救急車の適正利用という表現をしていますけれども、特に小児救急に至っては、救急搬送の中の9割が軽症、入院する必要がないという利用が非常に出ていて、年間7,500回の出動までには、湖北消防署を建てて、そこに救急隊を1隊増やそうとしていたのに、もう既に7,500回を超えているという状況を考えると、救急車で行くような事案と、通常、家庭にある常備薬を利用しながらの様子を見るという形の区別が全然できていないという状況。

また当然、コロナの明けてからは、一般開業医に聞いても、以前だったら37度の前半で発熱はまず病院に来なかったのに、今は来るようになってきたと。コロナの明けてからが、非常に市民のほうといいましょうか、患者さんのほうで受診行動が変わってきたというふうに報告を受けています。

そこを踏まえて、この4月から来る医師の働き方改革に合わせた救急医療体制の非常に厳しい状況が、我孫子だけに限らず、この東葛はじめ日本全国でかなり厳しい状況が来るだろうということで、今、医師会のほうは、この東葛5市の医師会のほうで千葉県知事に対しても要望書を出しているという状況になってきていますので、我々のほうとしても取手協同病院を含め、市内での1次医療と広域での2次救急、そして3次救急、きちっと対応するについては、市民の皆さんにも広報やホームページでもお知らせをしながら、きちんとそれを踏まえないと、幾ら救急隊が頑張っても、受け入れてくれる病院がなければ彼らは何にも仕事ができないですから。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当然その前の予防の段階と、あと日常のお子さんの体調、あるいは高齢者の皆さんも自分の持病の状況をきちっと踏まえてもらって、救急車を呼ぶ必要があるかないかという判断の助けについても、広報、当然ホームページはスマホ対応できていますので、スマホで気軽にチェックができる、あるいはアクセスできる体制をきちんと構築していく必要があるというふうに思っています。

でないとい、佐々木委員が御心配の、今でも救急搬送、やっぱり40分ちょっと超えていますけれども、これがもっと長くなる可能性がある。そこに持ってきて、厳しい状況であればあるほど、お医者さんのほうでも、ドクターのほうでも救急に行かないようなドクターが増えてくれば、さらに厳しい救急医療の状況が進んでいきますから、そこも踏まえながら市民の皆さんへの啓発、お知らせも含めながら、広報やホームページでもそれを対応していきたいなど。

あわせて当然6月でいうと、熱中症のほうも同じです。当然、救急出動をいかに減らすかという努力を我々としてもしていかないと、ドクターサイドにも、病院のほうにも負担をかけてしまって、その病院に対する負担は、ひいては市民の救急要請の本当に必要な人に対して非常に厳しい状況をさらにつくってしまいますから、ここをきちんとお知らせをしていく必要があるというふうに思っています。

そこについては今、救急病院の先生方にもアドバイスをいただきながら、広報紙でのPR、当然広報を出すということはホームページも同時になりますので、それを併せてお知らせをしていきながら、救急車に乗らないで済む知恵、そして救急車を呼ばなければいけないとき、これがしっかりと線引きしやすいように、これからも工夫と努力を続けていく必要があると、そう思っています。

○委員（佐々木豊治君） そうですね。本当に市民の方が、救急車に出動してほしいということで電話をかけるわけですけども、その状況判断というのは非常に難しいと思うんですよ、本当に。

私いつか言ったことあるんですけども、1回出動するとして五、六万円かかるんだということをお聞きしたんですけども、コスト的にですね。だからその辺の判断が非常に難しいなと思っておるんですけども。

いずれにしても市長が言うとおりの、医師会等、あるいは消防、あるいは市のほうで話し合いを持って、今言ったようにできるだけスピーディーに我孫子市民の皆さんの安心・安全のために、搬送できるような体制づくりを続いてひとつお願いしたいんです。以上です。

○委員（飯塚誠君） 昨年の12月議会で例の消防の不祥事について質問させていただいて、先般不祥事防止対策に関わる取組ということで報告をいただきました。

一般質問でも申し上げましたけれども、マネジメントが不足しているんじゃないかということで、今、企画総務部のほうに管理職を派遣したけど、それも令和6年度よりもう1名加えていただくと。それとあと、アンケートを実施するよというのでアンケートも実施していただいて、今後の防止に向けた、実際、例えば講習会だとか、あるいは研修会、それもやるということ。この3点の

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

柱に御報告をいただいたんですが、まずこの不祥事防止対策に対するアンケートについて、どのように感じたかとか、なんで起きたかとか、防止のために何をするかというのは、回答総数に対する区分表記はしていただいているんですが、この原本というのは記載方式のものでしょうか。それとも、アンケートを実施したこちらが、いわゆる質問項目にレ点を打てとか、丸をつけるとか、そういう形式のものか、ちょっと形式について御説明いただきたいと思います。

○総務課長（国本浩二君） アンケート方式につきましては、5問の設問がある中で、各5つ区分を分けていまして、各項目5項目に対してのプルダウンで、回答を得てもらっています。

○委員（飯塚誠君） そうすると具体的な記入欄は何もないという考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（国本浩二君） その他の欄を設けましたので、そこには記入可能な状態でアンケートを実施しております。

○委員（飯塚誠君） このアンケートを実施した結果、消防長にお尋ねをします。

不祥事に対してどう感じたかとか、起きた原因とか防止対策とか、あと消防士としてどんな心構えが必要だと思いますかと、143の回答総数があったわけですが、このアンケート結果を見ての所感をお尋ねします。

○消防長（石井雅也君） それぞれの設問の中で、不祥事防止対策に対して公務員としてどんな心構えが必要だと思いますかの問いに、必要ないんじゃないかというのが数名いました。

それはアンケートの結果として、そのような回答は組織として非常に残念なことなんですけれども、そういう職員に対して、今後研修や訓示、そういうところで意識づけをして、今後また印象に残る研修会を開いて、少しでも職員に浸透していくような、そういう取組にしていきたいと考えます。

○委員（飯塚誠君） 私もこれを見てね、非常に残念でありました。何が残念かということ、議会や、あるいは定例記者会見で、市長を筆頭に副市長も消防長も、今回の不祥事はあってはならないことだと。大変申し訳ないというふうに頭を下げている姿を見て我々も下げさせていただいたと。

そういう中でこれ、何か数名って言っていたけど、一、二名かと思いきや、違うんですよ。例えば公務員、消防士として今回の不祥事を踏まえてどんな心構えが必要だと思いますかというクエスチョン4番目があって、まず服務規律の再確認が95名、95個と言ったらいいのかな。人として正しいことをする気持ちが94、謙虚な気持ちが80、ここは分かるんだけど、必要ないっていうのが11いるんです。その他が12。だけど、これ例えば0.何%とかだったら、そういうちょっと変わった人もいるのかなという程度だけど、首長や消防長がおわびをして、しかも事象が万引きでしょう。何か誤解を生むようなことではないですよ。現行犯で逮捕されちゃったと。

それで、消防士としての心構えが必要ないという11名は、これどういうことなんですか。

○消防長（石井雅也君） 私も、訓示で各署所に行きまして、本当に人として正しいこと、恥ずか

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

しいですけれども、まず最初からそういう訓示を行いました。法令遵守は当たり前だよと。人に迷惑は絶対かけるのではないというような、社会人として恥ずかしい言葉ではあるんですけども、そういう答えがまだ再度あるということは、また、再度幹部で研究し、そういう職員をなくすようにこれから取り組んでいきたいなと考えます。

○委員（飯塚誠君） まずクエスチョン1からクエスチョン4まであるじゃないですか。その他の記述について、もちろんこれのもとと名前がないわけだから、これをちょっと開示して、委員会のほうに提出をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○消防長（石井雅也君） その他に関してちょっと個人名等々は入っている可能性もありますので、その辺はちょっと消させていただきますけれども、提出したいと思います。

○委員（飯塚誠君） これね、必要ないとか、その他にどういう記述があるのかちょっと精査してみなきゃ分からないんですけども、こういう心持ちの人が、例えば必要ないとその他で23名ということは、もう10%どころじゃないですよ、20%近くいるわけですよ、十数%。

そんなところで研修幾らやったら無理ですよ、そんなものは。だって、消防士として心構えが必要だと思いますか、必要ないですよ。通常じゃないでしょう。いや、あり得ないですよ。

だから、やっぱそういうところからすると、私もちょっと新入職員に対する研修が必要なのか、管理職研修が必要なのか、あるいは世代別の研修が必要なのかと、いろいろこの場で質問しようと思ったんだけど、それ以前として、人として大丈夫ですかっていうことですよ。

先ほど来救急搬送の話があったけど、例えば倒れている人とかっていうのは、もう消防職員とかお医者さんに自分の命を預けているわけじゃないですか。火災もそうですよね。全財産の運命を託している人たちが、こういう不祥事に対して必要ないって言われちゃうと、何かこれお金が入れば、安定的な収入があればそれでいいのかなみたいな誤解を生んでしまいますよね。

これ、服務規律の再確認が必要だとか、人として正しいことをする気持ちが必要だとかって、この真っ当な回答をまずしているね、その職員に対して失礼千万じゃないですか。だって自分がやったわけじゃないですよ、今回だって。あつてはならない事象だと思いますね。

多分このアンケート見たら、僕はまた起こるなと思いましたよ。だって何もする必要がないと思っている人は、また起こりますよね。だって、悪いという認識がないんでしょうから。

だからこれは本当に研修を徹底的にして。もう採用の時点で間違っているか、研修をさらに何倍も強化するしかないですよ。だから、もちろんその採用時点で、もっとほかの方面の意識がどうあるべきかというのを採用基準にまずする必要があるかもしれないですね、今の試験に対して見直しが必要かもしれない。

それと、やっぱり研修って言ってもこれ一緒くたに、全く真逆の180度違う方向の回答をしているときに、同じ研修したって全く意味ないですよ。



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だからやっぱりこれ本当に世代別に集めて、その世代の人たちはどういう思考を持っているのかというのをやっぱ再確認しないと、またこれ機能しない。ただやりました。何か免許証の導入研修みたいだね、ただやりましたみたいになっちゃうと思うんですよ。

だからこれちょっと内容をやっぱもまなきゃいけない。特に今後の実施対策において、事例を活用したミーティングだとかいろいろあるんだけど、特に皆さん方が報告していただいた、このイトウ、採用職員、まず採用時の試験方式の在り方と、入ったときの研修、それからウに列挙していただいた世代別の研修、これをやっぱちょっと専門家にも相談しながらね、専門家って人事も専門ですから庁内にいるわけなので、やっぱちょっともんでいただきたいんですよ。

二度とこういうことが、僕もしようがないとか、その他のところの記載を見てみないと、必要ない、その他の、実際にその他は特に記載されているということですから、それを見てみないと分かりませんが、ゆゆしき事態だと思いますよ。不祥事を起こした側の組織体制の人たちが必要ないって言われちゃったら、何て言いますか。消防長だったら、その人に何て言いますか。刑事事件が起こって、逮捕された、それに対する対策が必要ないって言ったら、あなたはどうしますか。

○消防長（石井雅也君） 必要ないというのはあり得ないことですので、それは今、委員がおっしゃったとおり、総務の採用の見直しとか、その試験の中でそういう対策ですか、それとあとまた採用後の研修の強化。世代別研修ですけども、その不祥事を起こしてしまった職員というのは、恥ずかしいことに管理職なんですけれども、まず、管理職を集めて徹底的に意識の改革というのは図っていききたいなどは考えております。

○委員（飯塚誠君） さらに怖いのは、個人では、例えば、事例が悪いけど、学校なんかで何か不祥事が起こったときに、個別においては、ちょっと申し訳ないことしちゃったとか、これは大変だなと思っていても、集団心理になると、何が悪いのよみたいなことになることって多々あるじゃないですか。

これだって、必要ないとかその他が1人とか2人だったら、これかなりそういうちょっと突飛な意見を封じ込めることとか、冷静にちゃんと戻ってもらうことっていうのは容易だけど、何十人っていると、もうこれは集団心理になっているので、強制するのも大変だと思いますよ。なおのこと、アンケートに対して個別呼名をして、どうしたんだよって言えないわけだから。だから、慎重に集中的にやらないと不祥事は多分定期的に起こってくると思いますよ。

なので、おいおいやる、やっぱり場当たりのなんだな、研修も。だからこういうのが起こったときに指摘されると、じゃ、やりますみたいな。だから、多分皆さん方に、そのキャリアアップごとにどういう研修をやれば効果的なのかという、そういう計画を練っていただいて、そしてそれを行った後にちゃんとチェックをすると。その作業がやっぱり決定的に今まで欠けていたんだと思うんですよ。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だから、これから管理職になる方々、今も変わらない方もいるでしょう。やっぱり徹底的にどういう研修やればいいのかというちょっと考えてください。あまねくほかの先ほど言った命を守ろうと思って、自分の身を賭してやっている方に対して甚だ失礼。組織として大問題であるということ消防長、しっかり認識していただいて、計画をまず出していただきたいというふうに思います。

○消防長（石井雅也君） 今委員おっしゃったように、二度と不祥事が起こらないよう、職員の意識づけ、また効果的な研修のプログラム作成というところを鑑みて、今後やっていきたいと考えます。

○委員（飯塚誠君） それではア、イ、ウ、今後の実施事項について、これじゃもう何か抽象的で、何をいつやろうとしているのか全く分からないので、ただ、不祥事防止教育の強化とか、世代別研修の実施というただ一行だけなので、これを消防の教育計画としてしっかりと委員会のほうに御提示をいただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○消防長（石井雅也君） 委員に提出いたしましたア、イ、ウ、これを計画的に研修計画を立て、提出させていただきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） それは了解いたしました。しっかりとやっていただきたいと思います。

もう一つ、今、企画総務部のほうに1名派遣しているんだけど、プラスアルファ1名というんだけど、これも本会議で申し上げましたが、時間がなかったんでさらっとやったんですけども。場当たり的にただ派遣して、年数がたったら帰ってくるみたいなことでは駄目だと思うんですよ。やっぱり、本会議でも申し上げましたけれども、キャリアディベロップメントプログラム、いわゆる何を提示して、あなたの目標をどこに設定して、そして幹部としてもどこまで収集してもらいたいのかっていうのをちゃんと計画をして、それがはっきり言って身につくまではその部署で頑張ってもらおうということじゃないと、何か今私の聞くところによると、いや何か座禅修行の期間が終わったよみたいな感じで帰ってきて、何か本庁のほうは行きたくないみたいなのをよく聞くんですよ。本当かどうか分かりません。でも、職員の人からそう聞くんだから、まさかうそはついていないと思うんですよ。

だから、やっぱそういう認識を改めるために、人事課とも、企画総務部とも相談して、ちゃんとCDPを立ててください。皆さん方も送り出したからには、帰ってきた時に本当にその方にその能力が身についているのかどうかというのを、そこをやっぱり管理職としてふさわしいかどうかの判断基準、いわゆる特に消防長とか本部の3課長に至っては、次長も含めてなんだけど、その資質を有しているかどうか判断基準にしっかりとしてもらわないと。何か消防本部でやったことを、こっちの本庁の市長とか副市長が頭を下げて何とかフォローするみたいなことでは、これ尻拭いから脱却できないじゃないですか。

だからそんなところを面倒かけなくても、消防本部っていうのは独立しているんだから、独立じ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やないな、独任というかな。もちろん、市長、副市長の傘下ではあるけれども、一応長として。もっと大きな市になると消防局という、もう水道局以上のもので、大きく独立している局もあるわけなので。

これから、私は危惧しているのは、消防署の再編になったときに、国のほうが10万から15万の人口区分については広域消防行政を念頭に入れてこれから整備を進めるって言っているんだから、我孫子市もひょっとして、将来的に、事務組合のようなものになって、ほかの市と合体するということが考えられるわけですよ。そのときに今のままじゃ不安ですよ。

だからちゃんとこれは消防署のほうで、あるいは消防長の管轄の下、完結できるようにCDPもちゃんと立てるようによろしくお願ひします。いかがでしょうか。

○消防長（石井雅也君） リスクマネジメントですか、そういう対策を講じられる、また危機管理に対してもちゃんと消防に帰ってからも還元できるような職員を、市役所人事課と計画的に人材派遣できるような、そういう体制づくりに努めてまいりたいと思います。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時17分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、市民生活部に対する質問をお願いします。

○委員（芹澤正子君） ちょっと嫌なお役目を負っております。

千葉県知事の2月14日付のフェイスブックに載せたものを私は、知事からのお便りとして毎回受け取っています。それには新年度予算と危機管理体制の構築と安全の確保についてというタイトルで、災害から県民を守る防災県の確立をうたっております。防災啓発サイト、じぶん防災をリニューアルして情報発信を強化しています。それで、じぶん防災というのが種類ごとにあって、コピーすると何十枚にもなるほどたくさん載っています。

その中で、令和7年度までに集中的に市町村の取組を支援する。自助共助の取組強化と災害対応のデジタル化を推進するため、千葉県地域防災力充実・強化補助金を出す。次、令和8年度に終期を迎える地震防災戦略の改定に向けて、地震被害想定調査を進めるとともに、災害発生時の情報伝達収集体制を強化するため、老朽化している防災行政無線を計画的に更新する。最後に、防災ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録を円滑に行うため、新たにICTツールの導入

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

に対して支援しますとあります。

まず、この情報が既に市に届いていると思うんですが、これに関して、これを採用しようという取組を始める予定はございますか。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） 今委員がおっしゃられました地域防災力の補助金なんですが、これはもう既に何年も前から使っておりまして、自治会の自主防災組織の資機材購入とか、あと災害救援ボランティアの研修を受けたときの補助金とか、そういったものに充てております。

また、情報伝達の部分で無線の老朽化、これ千葉県の実線なんですけれども、本来であれば今年度、変更をかける予定だったんですが、やはりウクライナ情勢ですか、戦争とかでケーブルが手に入らないとか、そういったことを踏まえて工事が遅れておりまして、一応繰越しという形で、令和6年度に変更をかける形になっております。

○委員（芹澤正子君） 分かりました。多少遅れている部分もあっても、もう既に行っているものもあるというのが分かりました。

次の質問です。

先日の本会議で、つくる前に新しいものを見せていただきたいという、ちょっとおこがましいというか、でも頑張って言ってみましたけれども、千葉県で出している中につくろうマイタイム・ラインというのがありまして、こういうものです。自分がどこに行ったらいいか、家族はどうしたらいいか。何年か前と違って、今回は市民も一生懸命必死になって見ますから、どこに行ったらいい、家族はどうやって打合せする、そしてタイミングはどうというふうに全部記入して、家族で相談するようになっています。

これをぜひ、冊子で各戸に配布とありましたので、前も確かに記入する欄はありましたけど小さいし、いろんなものをばらばら来たもので、各家庭でそれをちゃんと見て相談していたことはないと思うし、それをちゃんと保管しているとはとても思われません。今回のものが各家庭でちゃんと家族で話し合っ、避難の順番、それで被災した後の家族との連絡、うまくいくように、お願いしたいと思うんですけど、こういうものを用意していただけますでしょうか。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） これ以前、お作りしましたハザードマップなんですけれども、裏面にこういった家族の情報とか書けるような形になっておりますので、また令和6年度、こちら改正させていただきますので。あと、ただいま土砂災害の警戒区域とか今調査中でありまして、その辺の新しい内容も取り込んでいくような予定になっておりますので、恐らく4ページほど増えていくのかなと思います。

ということで一応タイムラインなんかも踏まえてちょっと検討させていただいて、作成のほうをしてまいりたいと思っております。

○委員（芹澤正子君） ありがとうございます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いざといったときに、市がこれは、先日9月1日の「広報あびこ」に対しての市民の意見、それに対して市民安全課の返事が載ったものですが、市民にしたら、指定避難所、指定避難場所というのが2つはっきり明確に分かれていて、市としては自主避難所というふうに北近隣センターなんか定義づけているんで、それは市民にとっては混乱する元なんです。だからみんな避難場所に最初行く。それでそれが避難所になることがある。最初から両方のことがあるというふうにしか市民は取れていないというのが今回分かりました。

だから、特に、並木地区連の会長だけが、市長は堅い考えで、堅い考えというのは、その人は大きな阪神淡路大震災のときの命令するところのトップだった人なんです。どこかの机上のこと、どこかの情報が少し来る人では決してないので、どのことでどこでみんな混乱したか、3・11のときの反省を踏まえて国がこういうふうにしたんだから、こうしてほしいというのはもっともなんです。私はその意見を支持いたします。

だから、この間も、納得はしてなくても、市の返事は理解しましたというふうに、1回答えは締めましたけれども、ここにあるのも同じことなんです。国と全く同じではありません。そうかといって、市が言っているのはすごく変なことを言っているかという、そうではないんですけれども、整合性が取れていないのは事実です。

それで私はこれをコピーして、皆さんに見てもらおうようにしましたから、一度今時間のない中で突然読んでも、漢字ばかりくっついていて分かりづらいでしょうけど、1回避難したことがある現場にいた人間にとっては、それははっきりしていることなので、この次、みんなに渡すものを作る前に見せていただくことで、それは解決すると思っています。よろしくお願いします。御回答をお願いします。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） 恐らく以前ハザードマップを作らせていただいたときも、多分御覧になられているかなと思うんですけれども。また新しいもの作成した中で、印刷する前に自治会さんにも御案内いたしますので、そういった形で皆さんに見ていただく機会をちょっと検討していきたいと思います。

○委員（芹澤正子君） 事前に確認しておきたいことは、一つあります。

避難所としている北近隣センターに備蓄品はありますか。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） 一応指定避難所になっていますので、備蓄倉庫を備えておりますので、すみません、近隣センターなんで備蓄倉庫はありませんので……

○市民安全課長（住安巖君） 近隣センターなものでして、食料等の備蓄はないのですが、先ほど委員もおっしゃったように自主避難所になっているという形と、いざとなったら避難所という形になりますので、その受付の名簿のセットと、あとガス発電機等、万が一の場合、使えるように。なかなか近隣センターは置く場所もないというのもありますので、そういったところを置かせていた

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だいて、あとはいざ避難所となったときは、本部のほうから迅速に動いて、食料等運べるような形で考えております。

○委員（芹澤正子君） あそこに備蓄品を見たことがないので質問しました。

もう一つ、並木小学校に備蓄品はありますか。

○市民安全課長（住安巖君） 並木小学校につきましては、全小中学校に防災倉庫、物置程度ですが、初動の避難で使う分、資機材と食料を備蓄しておりますので、大体食料も100食分ぐらいですとか、幾つかの間仕切りですとか、発電機ですとか備蓄はしてありますので、それを使っていけるというふうに考えております。

○委員（芹澤正子君） 並木小学校はうちの自治会の隣にあるので、備蓄倉庫があるのは知っています。水害のときは、あそこはもう水没するので駄目なんですけれど、備蓄品はどこに置いてありますか。

○市民安全課長（住安巖君） 備蓄品、避難所となる体育館になるべく近い場所ということで、体育館に近い場所に置かせていただいております。

ただ、洪水の場合は避難所とはならないので、その場合はちょっと水没の可能性はあるのですが、備蓄の方法としては、やはり避難所近くがいいということで、そうさせていただいております。

○委員（芹澤正子君） すぐ隣だからよく分かっているんですが、私の住所は、今、つくし野7丁目に変更になりました。その前は我孫子市我孫子字菱田、ひしの田んぼでした。そうするとひしの田んぼだったんです。それで千葉県製の柱状図によると、地下十六、七メートルぐらいどろどろの含水大の土質なんです。だから液状化は布佐だけじゃなくてうちの自治会にもありました。3・11のときに電柱は斜めになって。そんな状況ですので、つくし野6丁目のタケダさんが、もうちょっと、11メートルか12メートルかです。とにかく、どろどろの上に、いろんなことをしちゃったんです。

ですから、地震のときの避難場所にはなり得るかもしれないけれども、最初の頃の教頭先生の樽さんにしたら、校庭は必ず液状化が起きるから、生徒は絶対そこには出せない、地震のときに校庭に避難させられないと言っていたことがあります。

それで、現状でどうかは私は把握していませんけれども、水害の場合は何時間か後ですけれども、地震は突然起きますから、その辺も備蓄、体育館のそばがいいって言っても、体育館に水害のときは行かれないわけですから。そうしたら、校舎は今、随分空いているはずですよ。生徒の数減っていますから。そうしたら上のほうの階に置いたらどうかぐらいのことは、事前に検討はできないでしょうか。

○市民安全課長（住安巖君） 備蓄品の置く場所なんですけれども、今、委員のおっしゃったように、学校の校舎内という考え方もあるはあるんですけれども、ただ、避難をしてきたときに、備蓄

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

品をいかにスムーズに運べるかというところを考えると、やはり体育館のそばということになります。

それで、水害の場合は、決してあそこは避難できるところではないので、水害でどうなるかというよりも、地震のときに避難してきて、早い段階で使えるような場所に備蓄をさせていただいているという形でやらせていただいております。

○委員（芹澤正子君） そうしますと水害の場合には、全て駄目になってもいいからそこに置いておくということでもいいでしょうか。水害のときは、もう7メートル、8メートル水没する地域なんです。

○市民安全課長（住安巖君） やはり浸水想定区域なので、資機材が水没してしまうというのは、ある程度、致し方のないところかなと思うんですけども、それをその前に移動させられるかどうかというのも、そのときの状況にもありますので、基本的にはちょっと水害の場合はそこは使わないという想定でありますので、今のような形で備蓄をさせていただきたいと考えております。

○委員（芹澤正子君） ここ数か月、この辺が震源地となって、千葉の沖だったり、茨城だったり、地震がちょこちょこあって、それに対する情報が様々に出ています。あれはスロースリップって言って、ひずみが少しずつ回復しているんだという意見もテレビでちらっと見ました。

でも大きな地震が来ることも想定されているわけですから、水害のときに全部駄目にしてもいいかどうかよりは、地震のときに遠くから品物を運んできて、それが無駄にならないほうがいいというふうには私は思いますけれども、そうは思われませんか。

○市民安全課長（住安巖君） 地震発生のときに使うものというふうな考え方で備蓄させていただいてまして、それをいかに早い段階で避難してきていただいた方に使っていただけるかということで、防災倉庫を建てさせていただきました。

委員おっしゃるように、水害で駄目になってしまうという可能性も、本当にゼロではないので、ただ、その中でどこを選択していくかというところで、初動の動きが取れるような形で備蓄をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（芹澤正子君） 一応その話はそこまでやめます。

エスパは自主的に、近隣があそこの駐車場に避難できるようにも契約しているというか、話し合っているよというのを聞いています。

私どもは、場所はかなり離れていても、今まで、いつも言っていた、宝蔵寺というお寺の檀家さんの駐車場は、うちの自治会だけがそのカードを持っていたんですけども、この頃、つくし野川の水路の水があふれるために、つくし野6丁目の人も同じようにカードを持つようになってあふれてしまいます。

だから、エスパがもし許容量があるのであれば、そこに車を移動させたいと思っている人はたく

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さんいると思うんですが、エスパの場合は、公共の我孫子市としては何ら関与していない状況で、そういう契約が何となくできている、契約書を交わしているわけではない。

一方、電力中央研究所は民間であっても、こういう取り交わしをして、紳士協定をして、事前に開けてくれと言ったら、開けてもらうという契約をしているという状況があります。

今後、この流れでこのままやっていくので、我孫子市としては不自由がないというか、これでもろしいのでしょうか。

○市民生活部副参事（寺田秀樹君） 電力中央研究所は、順位としては低いんですけども、指定緊急避難場所にもなっておりますので、協定のほうは結ばせていただいております。

エスパさんに関しましては特に何の指定もしていませんので、あちらは地元の自治会さんとエスパさんで、民々の協定みたいなものを恐らく結んでいるような形になっていると思います。

○委員（芹澤正子君） その件は分かりました。

それから駐車の問題ですけども、久寺家で下のほうが水没したことがあります。そのとき、いろんな家の人、あの坂道の広いところに駐車して、そのことでトラブルがあったことがあるんですが、いざとなったときに広い通りで、車の通行の邪魔にならないところは違反でないというような認識でよろしいでしょうか。

○市民安全課長（住安巖君） 申し訳ございません。そういった場合でも、やはり、道路の場合は道路交通法等ございますので、路上駐車ということになる可能性はあると思いますので、非難は致し方ない部分ある場合はもしかしたらあるかもしれないですけども、それで違反じゃないというのを私どもでは判断できないところであります。

○委員（芹澤正子君） それと、3・11のとき私は郡山市にいました。母と一緒に何とか我孫子まで来ようとしたんですが、何回も行って、飛行機も駄目、高速道路もせつかくチケットをこちらで取っても、当日から緊急車両のみで、また家に戻ったとかで何日も動けず、結局、新幹線が西那須野まで上野から延びたときまで待って、そこまでタクシーで行って帰ってきたという、大変つらい思いをしました。

そのときの駅前のホテルですけども、ホテルは開けてくれて、何でもない人をたくさん入れてくれました。まさか部屋に入れたとは思いませんけれども、民間のところは本当にみんなで助け合っているのを目の当たりにしましたので、ふだんからみんなも一生懸命やっていると、自助共助も一生懸命やっていると、もう公助は極端に言うと、何日もたたないと駄目だし、公助をする人も被災しているんだということに基づいて、私は市民安全課の人が何年か前はみんな我孫子市の住人であるというのを聞いたときに、少しほっとしたことがあります。どうでしょうか。周りのいろんなところに、いざとなったときには頼みたいなということを行政として頼むことは無理でしょうか。



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○市民安全課長（住安巖君） 例えば電力中央研究所さんですとか、中央学院大学さんとか民間の施設がございます。その中で、指定避難所として指定させていただいているということで、それも協定を結んでやらせていただいていると。

確かに公共施設がたくさんあれば、そこが避難所になったりとかできるんですけども、限られた中でやっているところで民間の皆様にも御協力をいただいているというところですよ。

今のところ市内増やしているというか増えていないので、これからどうしていくかというところもあるんですが、いざ災害が起こったときに、共助の部分で、やはり我孫子市の方々も、そういう施設を持っている方々も動いていただける可能性はあると思うんですが、例えば市からそれをお願いしてしまうと強制になる場合もありますので、そうすると協定を結んだりとか、いろいろ相手側の御都合もございますので、そういったところを考えながら、お話をしなきゃならない部分もありますので、なかなかそういった部分で民間の施設というのが、いざ指定というのも難しい部分ございますので。

ただ、いざ自助共助の部分、市としても事あるごとに伝えさせていただいておりますので、やはり先ほど地震が多いというお話もありましたが、そういったところも踏まえながら、今後も、機会があるごとに自助共助についてのお願いを市民の皆様にしていきたいと考えております。

○委員（芹澤正子君） 最後のお願いです。

公務員も被災しているんだから、公助はうんと後だ。市が備蓄しているものは何食分で何日分にしかすぎないというのをもっとアピールしてください。普通の市民は大体、自分の兄弟がマンションに住んでいて、何も食べ物持たずにつくし野の一戸建てから避難してきた住民に対して、食料だけもらいに行っていっていいか。最初のうち、市は駄目ですという返事でした、私が聞いたとき。そのうち、その人の分もあげますということになりました。

そうすると、近くだとか親戚とかに行った人も戻ってこれるんだったら、食べ物だけもらいたいという現実があるかと思うんで、そういうときは食べ物を持っていきましょうということもみんなに言っていただきたいです。1軒だけではないことだと思うので。

そういうふうに、とにかくPRするときに、どんな言葉を入れたらいいか、どんなことが必要かというのをよろしく願いいたします。

○市民安全課長（住安巖君） ありがとうございます。

まず食料の備蓄なんですけど、少し前までは3日間というような言い方をしてたんですが、今は3日から1週間程度の備蓄を御家庭でお願いしますというところで、やはりお伝えしております。

先ほど来ハザードマップの更新もございます。地域防災計画の修正もございます。来年度予定しておりますので、そういった中で、また市民の皆様向けに説明会等開かせていただきたいと考えておりますので、その中でそういうことを再度お伝えして、災害に備えていただくというところを強

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

くお伝えしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 2 分休憩

---

午後 2 時 5 1 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、企画総務部、選挙管理委員会事務局に対する質問をお願いします。

○委員（西川佳克君） まず冒頭にちょっとお断りしておきたいのは、議案第 1 号にも関わることで、それから担当部署が生涯学習部ということがあるので、ちょっとそこを加味した上で質問させていただきたいんですが、市の広報のほうです。

3 月 1 日の「広報あびこ」の 3 ページ目、ここに、スポーツ推進委員募集という項目がありまして、その下のところに報酬の欄、1 日 9, 0 0 0 円（4 時間未満の場合は 4, 5 0 0 円）で、その横に「\* 予定」、またその下に「\* 会議やイベント準備などは対象外」という文章表現があります。

まず、ぱっとこの 9, 0 0 0 円という数字を一番最初に「広報あびこ」のものを見たとき、「ん」と一瞬——これは私の感覚です——思ったんですね。

今、議案の上程中なので、「ん」ということがあったのかも分からないし、また、ここに「\* 予定」と書いているので、この表現は間違いではないのかなというふうにも感じましたが、まずここでお尋ねしたいんですが、この「広報あびこ」に載せる時のチェックというか、これそのまま、例えば担当部署・課から来たのを載せてらっしゃるのか、それともここの構成の段組、これは秘書広報課でやられているのか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

○広報室長（藤代健一君） 「広報あびこ」3 月 1 日号のスポーツ推進委員の募集なんですけれども、原稿は文化・スポーツ課から上がってきております。その中で元原稿は、日額 9, 0 0 0 円と書かれていて、4 時間未満 4, 5 0 0 円とあったんですけれども、こちらのチェックで「予定」というものを入れさせていただきました。

理由としては、やはり今回の議案にもなっておりますので、あくまでも予定ですということで、問合せがあった場合は、そこはしっかりと文化・スポーツ課で、今の金額と議会で可決された場合の金額を伝えていただければと思っておりました。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

例えばこれ、本当に一般の市民の方が見て、私たちの議会での中身を全く知らない方が見た瞬間、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

9,000円というのが、もう既に提示されているということは、議会上程中ということなので、これは過去にそういったことがあったのかどうか分からないんですけども、何か問題にはなるようなことではないというふうな認識でしょうか。ちょっとそのあたり、微妙なことなんですけれども、お聞かせください。

○広報室長（藤代健一君） おっしゃるとおり議会の案件ですので、やはりそこは慎重に記載しないといけないと思っております。

なので、こちらとしては、議員の皆様には審議を得て可決されると思うんですけども、そこはしっかりと予定という意味で入れさせていただきました。

○委員（西川佳克君） これは本当にいろんな方の考え方、意見があるので、私個人だけで判断はできないと思うんですけども、例えば10人の方がこれ見て、全員10人とも問題ないというような形になるのか、10人の方が見たときに、これちょっと何かよく分からないなというふうなものなのか。こういうふうを感じる方もいらっしゃるのではないかなと思うんですね。

そういったときに、やっぱり丁寧な文章と表現が必要だと思いますし、またこれを広報として掲載するということは、問合せがあったときに、いろんな問合せがあるかも分からないんですけども、最終チェックは、一般の新聞とかいろんなところがあったらデスクとか編集長がチェックするんですけども、最終チェックはどなたがして、あくまでも担当課から上がってきたものなんですけれども、最終チェックはどなたかがして、じゃ、これでいこう、オーケーというふうに指示を出されるのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですが。

○広報室長（藤代健一君） すみません。答える前に先ほどの審議されると思うという言葉で訂正させていただきます。すみませんでした。

最終チェックなんですけれども、そこは広報担当者の職員が全員見るんですけども、さらに私も見ます。最終的に私が全て見て、職員が直したものをチェックを反映させて、私が直したものもチェックを反映させたものを、見たものを校了という形で印刷に回しております。

○委員（西川佳克君） 部長はこれ見ることはないんですか。この推進委員だけじゃなくて、広報の最終的なチェックというのは、部長は見る立場ではないのでしょうか。

○企画総務部長（山元真二郎君） 広報室で編集かけて、決裁上は、私のところにも事前に回ってきて、それを確認した後に決裁をしております。

○委員（西川佳克君） そうすると、部長に質問させていただきます。もう御覧になっているということなので、この文言、スポーツ推進委員の募集に関しては問題ないというふうな捉えでよろしいですか。

○企画総務部長（山元真二郎君） 今回の議案に上がっている案件でもありますので、予定という言葉で表現するしかなかったのかなというふうな認識ではいます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ、紙面に余裕があればもうちょっと詳しく説明を入れてもいいのかなというところは。予定だけだとどう理由で予定なのかというところが、市民の方、関係者であれば議案でと、そこまでよく見ている人であれば、それで予定なんだなという人もいるでしょうけど、そうじゃなくてあんまり知らない方にとっては、予定というのはどういうことだろうというふうに思われる方もいらっしゃると思うので、そこは、より分かりやすいような広報に努めていきたいというふうに考えています。

○委員（西川佳克君） どうもありがとうございます。

いろんな意見があると思いますので、私も本当に「広報あびこ」よくなったなと思いますし、常にホームページもチェックしていますし、文言とか数字もよく私もチェックしているんですが、どうしてもこの部分に関しては、さっき室長がおっしゃったようなことと、今部長が言われたこと、最終的にどなたかがチェックして、これが本当にですよ、本当に市民の方が問題ないというふうに、例えばさっき言った10人が10人の方が問題ないですよと言われるのか、もしくは10人のうち2人でも、3人でも、5人でも、ん、これはちょっとおかしいんではないかなと言われる方がいらっしゃるのであれば、再度やっぱり確認していただいたほうがいいのかというふうには私も感じました。

なので、議案の上程中ということもあったので、私が一番最初に、この「広報あびこ」を見たときに、先に9,000円というのがもう頭にぼんと入ってきたので、7,000円じゃないのかなと思ってよくよく見たら、あれというような。ちょっとこれはこちら議会側の立場としての見方ですけれども、ぜひ、そういったところをチェック機能というんですかね、最終的に部長がオーケーというふうに出す立場であれば、やっぱり見ていただきたいなというふうに思います。

また、こういうのも外に出ますので。もう何度も言いますが、我孫子市民の方だけではなくて他の自治体の方も見ますので、ぜひそのあたりをもう一度チェック機能を改めて構築していただいたり、またチェックをしっかりといただきたいなと思いますので、再度御答弁お願いします。

○企画総務部長（山元真二郎君） 広報につきまして、より分かりやすい表現とか文章になるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員（飯塚誠君） 自分の質問に入る前に、今のなんだけど、やっぱり僕は「3月議会上程予定」、僅か7文字なのでね。これが30文字とかになるんなら違うなと思ったけど、私の感覚だと、津川議員とかがいたらすごい怒っていただろうなんていう勝手な感想を。やっぱりそういうところは大事に。例えば、これをどうこうって言うよりも、もっと重要なという語弊があるな、何か議案の中で市民の意識を二分するようなものがあるかもしれないじゃないですか。だからやっぱり上程中は上程中って、たかだか5文字や6文字なので、そこはやっぱりちゃんとしてもらいたいなというふうに思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

自分の質問のほうに移ります。

代表質問のときに選挙管理委員会がちょっと機能していないんじゃないかということをお質問させていただきました。やっぱり市民の何人かに僕聞いたんだけど、やっぱり議事録見せるとひどいねと、そういう状況なのという感じなんです。多分なんだけど、僕も推量ができて、あの議事録を見せると多分そう思っちゃうんですよね。もし議論をしたとしても、やっぱり雑談でそういうものがあっても、議案でそういう審議はちゃんと載せて市民の目に残るようにしてもらいたいなということなんだけれども。

ちなみに、選挙管理委員会事務局として投票行動を上げるために、他の基礎自治体あるいは広域自治体というべきなのかな、都道府県も含めて、こんなのやっているよねというのを研究したりはしていますか。もし事例があれば御紹介をいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長（高見澤隆君） まず代表質問でというお話、飯塚委員からいただきまして、御報告でございますけれども、2月28日に御質問いただいて、3月1日に選挙管理委員会定例会ございましたので、いただいた御質問も含めまして委員のほうと共有をさせていただきました。

その中で今の御質問なんですけれども、新たな啓発活動の事例研究というところでございますけれども、12月にも東葛飾地区ですか、こちらの選挙管理委員会の事務局職員研修会が開かれたんですけれども、そういう啓発活動の議題ございましたが、なかなかどこもイベントでの啓発とか、それから我孫子市ではコロナもありましたので、成人式の封書に啓発の物資を混ぜてみるとか、いろいろと試みはしているところでございますが、代表質問で御質問いただいた投票率の向上にはどこまでつながっているかというところで、事例としましては今申したようなこと以外では、なかなか今これを次に打とうという状況ではございません。

○委員（飯塚誠君） まず、事務局は無論のこと、選挙管理委員の皆様にもやっぱりしっかりと勉強していただいて、広域的に情報をまず収集するということからだと思うんですね。

今問題になっているのは足立区の選挙管理委員会が、若い人を選挙管理委員会に入れようということで20代の女性を指名し、選任したんだけど、後で住居実態がないということで、選挙管理委員会事務局が、別に区内じゃなくても都内だったらいいと思っていましたみたいなものがあるけれども。でも、あれってなんでニュースになっているかというと、ああいう選挙管理委員会は結構あるんですよ、各自治体でも。女性を何割かにしようとか、あるいは20代、30代、40代、50代から1名ずつ選んでいこうと。あれ、ちょっと失敗したから極端に新聞報道等になっただけで、成功しているところは隠れてそのままというのがあるので。確かに面白いことだと思うんだよね。各世代から1名ずつ選挙管理委員を選任すると。

今は結構、ベンチャー企業の社長さんとか、僕も何人か聞いてみると、昔は個人に当たったりす

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ると、いやいや、ちょっと選挙管理委員会は重いよねみたいな感じで、勝手な想像なんだけど、別に議事録を見ると私は重いものでも何でも無いと思うんですが。ただ、そういう認識だったんだけど、ベンチャー企業の社長とかを中心に、俺やってもいいよって方もいらっしゃるだろうし、あと従業員からおまえちょっとボランティアで行ってこいと言う方もいらっしゃるようです。だから、世代別とか男女間格差でチャレンジしているところがあるということを考えると、それも一つかなというふうに思います。

それから、これも直近のマスメディアで大きく取上げられましたが、これは県なんですけど、神奈川県を選管で、動画コンテストというのをやっていますよね。最優秀賞がアマゾンの5万円の商品券、優秀賞3万円という。これはちょっと画期的で、何秒の動画を募集しますと。そうすると、それらの商品券が私はいいか悪いかは別だけれども、でも、動画を募集するというのの一つ手だと思うんですよね。そうすると面白い、何か民間企業としても、別にアマゾンの商品券が欲しいわけではない。ただ、我々の企業は、広域的に公共にも積極的に関わっているんだとか、あるいは投票率を上げるために頑張ったよというところをアピールしたいという、企業とか個人ではアピール側にも使えるということなので、そういうのも一つの手かなと。

あとここも、中央学院大学と川村学園女子大学がありますけれども、大学の情報部とかメディア学科みたいなのがあるところと、例えば中央学院だと行政学科があるじゃないですか。ああいうところとコラボして、そこで動画を作成してみようとか。大学の本部が基礎自治体の中にあるというところは、これも結構やっているみたいで。これ面白い動画できるよと。言わば彼らは、行政だとか、あるいはメディア学科とか、メディアを専門として、専修としてアピールしていこうということだから。彼らとしては卒論にも使えるとか、それから就職活動のアピールにもなると。自治体で結構採用してもらったりするんですって。それを当該自治体の投票率の向上のための動画を作りましたと、それをプレゼンするわけですよ、入庁試験でね。でも確かにそれはアピールになりますよね、面白いので。そういうものを積極的に導入しているところもあるということ。

あと、珍しい試みとしては投票立会人を若い人入れるという。これも世代別。大体、言い方悪いけど、中年から高齢者の方がずらっと立会人並ぶみたいなのが多いけど、これも徹底的に世代別に見よう。そこでちょっと投票のやりやすさだとかやりにくさを実感しよう。やっぱりこういうところをやっているところは、それが実際じゃ投票率に結びつくかっていうのは、あと5年、10年しなきゃ分からないわけですけども、やっぱり選挙管理委員会が機能しているところですよ。やっぱりどうするということだね。別に事務局が機能しているとは申し上げない。

だから、選挙管理委員会がちゃんと使命を果たしているところは、そういう試みがあると、何本もやっていくうちの一つはやっぱりそれ成功事例になるでしょうから、それは我孫子は大きく立ち後れちゃうことになるので。まずは、そういうティッシュを配るとか、横断幕を作るとか、そうい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

う従来型ではなく、いろんなアイデアを。これも聞くとやっぱり時間がかかるんですよ。大学のメディア学科って、ちょっと1年ぐらい検証してこういうのがどうだろうかと。だから、やっぱりそれは準備段階に時間がかかることだから、一刻も早くそういうことを選挙管理委員会の中で議論を正式にし、ちゃんと議事録に自信を持って残せるような状況にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局次長（高見澤隆君） まず足立区の選管委員の選任につきましては、事務局としましても報道等で承知をしているところでございます。

我孫子市の場合につきましては、年齢層というよりは、選任の区別といたしましては、地区に偏りがないようにということで、布佐地区から我孫子地区まで、お住まいの方の区分けをして選任をさせていただいているという状況でございます。

その中で啓発というところでございますけれども、今委員からも御提案あった大学の動画提供ですとか、チラシの提供とかというお話につきましては、我孫子市のほうも中央学院大学と、それから川村学園女子大学のほうは、連携の研究会を持っておりますので、今ちょうどそこに、どういう方法でということはこちらから詰めていかなければいけません、大学のほうに、情報発信コーナーのほうもできておりますので、啓発のチラシを置くとか、若い方たちにも投票に行っていたらという取組はしようというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ委員会での議論ということでございますけれども、こちらにつきましては啓発活動、これまでも選挙管理委員会、歴代の中では、この案件があることについては実施をしてきたというふうに確認をしておりますけれども、繰り返しになりますが、今月1日、選挙管理委員会の定例会を開いたときに、しっかりとテーマを持って、例えば啓発活動をどんなことを新たにやるかとか、そういうことは委員の皆様も賛同いただきましたので、今後の定例会のほうではテーマを設けて、一つずつ委員の皆様と議論をしていきたいというふうに考えております。

○委員（飯塚誠君） 先ほど事例で申し上げたのは、かなり我孫子よりも前を行っている事例なので、もちろんチラシを置くなんていうのは普通にどこもやっているところですから。立会人も、それは地域間格差をなくすというのも大事だけど、逆に言うとその中でさらに20代から60代までとか70代までっていうのが選べればベターですよ。そういう試みをやっぱり積極的にやってもらいたいと、そういう投げかけを。

これから定例会でちゃんとやっていただけるということですので、我孫子がこういう先進事例でほかから学びたいと思われるような、そういう選挙管理委員会であり続けていただきたいと思います。御答弁結構です。

○委員（椎名幸雄君） 今の例えば、選挙なんですけど、これも私以前に質問をさせていただいたんですけども、期日前投票はどこでも投票ができるわけですよ。例えば、根戸地区、私は根戸

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ですけれども、これが例えば役所でもできるというような状況。これにつきまして、例えば、普通の一般の投票日に、どこの投票所でも投票ができるというようなことができないかということで、大分以前ですけれども、御質問をさせていただきましたけれども、非常に投票のシステムや何かで無理だというようなお話を聞きました。

根戸地区は35投票地区で、一番びりの35番目だったんですね。ということは、見てもらえばいいんですが、投票所の後ろは柏市なんです。そうすると、半円というか、半円の中で投票しなきゃいけない。例えば、普通の投票だったら投票所の周りぐるっと、例えば何キロ以内となっていますけれども、これ半分で。やっぱり高齢化率が高いと、どうしても投票率が低くなってしまいうようなことがありましたので。

また、ある自治体では、移動投票所を運用したというような。たしか、私ヤフーニュースでちらっと聞いたことがございますけれども、例えばそういうようなものを検討していただくとか。あるいは、それからあと、どうしても今、飯塚委員のほうから、立会人の云々がありましたけれども、立会人になる方も非常に少ないということ。ということは、もう完全に1日いなきゃいけないというようなことがありますので。これを例えば、時間で半分だとか、そういうような割り振りをするとか。あるいは、ある投票場は立会人のそばが、冬の投票日や何かもう寒くてしょうがないと。広い場所でやっている。これがもう少し、ぴしっとそういう寒さ対策なんかされたような投票所ならいいんですが。ただ、1日、黙って隣の人とも話もできずに、ぴしっと、ただ見ているというような状況だと、非常に投票というか立会人になる方も少ないというようなこともございましたので、その辺、選挙管理委員会としては、どのようにお考えになって、あるいは先ほど来、飯塚委員がお話をされていましたが、そういうような検討はされているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長（高見澤隆君） 委員の御質問の趣旨には、投票環境の充実というようなことで捉えさせていただいて、投票方法ですけれども、なかなか選挙に行けない方、場所が不便である等々の今御意見いただきまして、一般的にはいろいろとインターネット投票ができないかとか、それから委員の御質問にもありました移動投票所の開設というようなものでございますけれども、インターネット投票につきましてはまだ国のほうで実施の見込みが立っておりませんので、私たちが本会議のほうで、局長が答弁をさせていただきましたけれども、もしそういうことがあれば準備はできるようにというところで、今考えているところでございます。

一方で移動投票所ですか、こちらについては銚子市などは、既に実施をしている事例もございますので、委員からもお話ありました課題となります、この場所で何時に移動投票所を開設しますよというような告知と、それから人員配置の問題等々は、今少しずつではございますけれども、他の自治体の事例を参考にしながら検討はしているところでございますので、引き続き選挙管理委員会



## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の会議の中でも、その辺は検討していきたいというふうに思っております。

○委員（椎名幸雄君） ぜひその辺をお願いしたい。ということは、やはりまた元に戻ってしまいますけれども、すぐそばに投票所があるのに、自分の投票するのはそこからかなり離れたところに行かなければいけないというような事例もございますので、それから我孫子市は高齢化率が非常に高いですから、移動投票所、そういうものを検討させていただければ、投票率多少上がると思うんですね。

ということは、今回の市議会議員の選挙も、我孫子市41.何%ですけれども、根戸は33%で最下位ということは、やはりうちも高齢化率が上がっておりますので、そういうことがございますので、ぜひその辺、やはり至急検討をさせていただきたい、そのように思いますけれども、よろしく願いをいたします。答弁いいです。

○委員（飯塚誠君） 本会議中の質問で、人口で、外国人の方々が増えているというところで、ちょっと確認をしたいんですけれども、そのときの御答弁思い返してみると、まず1つ留学生を積極的に取り入れているということで、ウエルネス大学がたしか出ていたというふうに思います。主たる2点目が、外国語専門学校があると。そこに通っている方が多いんじゃないかということ。3点目が、技術や技能を教える専門学校があつて、技能実習生として多く来ているんじゃないかみたいな答弁が、大きく分けると3つだったというふうに記憶しています。

ウエルネスは我々も承知するところなんですけど、特にこの衆議院の関係で駅頭をやっていると、湖北とか、新木とか布佐とかが多いような気がするんですね。どちらかと言えば中央よりも東側というのかな。それ、ちょっと具体的に、例えばウエルネス以外に、我々ちょっと外国語とか技能実習生を受け入れるような専門学校、具体的にどういうところがあるんでしょうか。

○企画政策課長補佐（大山絢子君） 具体的な学校名等についてはこちらでは把握しておりませんが、地域的には何か所かあるというふうには認識しております。

○委員（飯塚誠君） せっかく個人質問で出ているんだから、ちょっと学校名ぐらいはね、どれだけ受け入れているか。やっぱりそうじゃないと、別に何か行政課題が起こっているという顕著なものはないという御答弁でしたけど、でも何かちょっと一部アパートなんかで夜うるさいとか、何か音楽流しているとか、ごみの収集がやっぱりいいかげんだというのを自治会の方からよく聞きます。

それが行政課題とならないためにも、どういうところがということと、あと私ちょっと不思議なのは、湖北台にももちろん専門学校がある、駅のロータリー行ったところに。そういうのは見るんだけど、その駅に立っていると布佐の方が湖北で降りたり、湖北の方が新木で降りたりして、また会いましたねなんていう声かけをさせていただくんだけど。そうすると、行ってる専修学校とか技能を学んでいる大学や企業と、住居がともに成田線沿線という可能性が高いと思うんですよね。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

例えば、じゃ、ウエルネスなんていうと利根町じゃないですか。料金でいくと、住居って利根町のほうが安いと思うんだけど、なんで我孫子に多いのかなって、そういうところがちょっと不思議。

だから、何が言いたいかというと、不動産屋さん等であっせん契約を結ぶような提携不動産会社とか、よく東京都とか、それから千葉県でも都市部に行くと、提携不動産とか提携オーナーみたいなのがいて、もうそこを積極的にあっせんするから、料金の多い少ないにかかわらず、そこが集中するんだよってよく聞くんだけど、そういうところがあるということでしょうかね。何か価格だけでいくと龍ヶ崎市とか利根町のが安そうな気がするんだよね。

○市長（星野順一郎君） 学校名は後で資料で出させていただくとして、御指摘のように天王台や湖北、布佐、そして台田のほうにもあったと思ったな。その中で、私が承知している限りはほとんど日本語学校が中心で、例えば天王台だと、天王台日本語学校を1年半から2年半ぐらやって、荒川沖に介護の専門学校があるので、そこで今度は介護の資格を取って、今度東葛地区で幅広く活躍している外国人の介護の人材を確保しているという社福法人があるのは承知をしていますし、当然、我孫子とかでも日本語学校を卒業した後に、各いろんなところに行くというのも承知はしています。

ただ、勤め先として、結構この周辺が多いのも聞いています。成田線沿線と言っても、ウエルネス大学の場合には、あの周辺、働くところがあまりないということ、買物するところがないということで、であれば布佐駅周辺に住んで、それでアルバイトも布佐周辺のほうがたくさんあるということで、結構学生さんが布佐あるいは布佐周辺に住んで大学に通っているというケースはお聞きをしました。

我孫子市としても、やはり一番課題になるのが先ほどあったようにごみの問題が、それとあと向こうの方々が母国人同士で数人集まってしまうと、ついつい母国と同じような飲み方と言ったらいんでしょかね、集まり方をしてしまって、日本ではさすがにそう夜中に外で、例えば公園でとか、そういうのはないよという話も、日本での生活習慣を教えるために日本語学校に対して、それを日本語学校の段階で、日本語以外にも日本での生活習慣をぜひ教えてくれというお願いはさせていただいています。

御存じのように、今は我孫子市に住んでいる外国人、2位がネパールに変わりましたがけれども、当時2位がベトナムだったときに、そのベトナムから留学生を多く引き受けている日本語学校に対しては、ベトナム語での我孫子でのごみの出し方だとか、そういうのをベトナム語に翻訳をしてもらって学校へ配ってもらったり、あるいは先生のほうから教えてもらったりという協力要請をしたことがあります。

いろんな形で、やっぱり我孫子に住んでいる最初のときに、日本での生活習慣を教えることが、彼らにとっても非常にメリットがあるし、我々日本人としても彼らを受け入れやすくするためにも、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やっぱり日本語を覚えているときの教育、指導というのが必要になるんじゃないかなというふうには思っています。

だから、我孫子では、あまり大きな住民間トラブルというのにはなっていませんが、ただ、先ほど御指摘のように、最初の頃に、初期まだきちんと覚え切れていないときにはあるけれども、それ以上大きくなっていないのが、きちんと日本語学校でも指導していただいているんだなというふうには認識をしているところです。

○委員（飯塚誠君） 今そのとおりで、学校とかその企業を調べてって言ったのは、彼らはやっぱり話をすると一人一人めっちゃくちゃいい子で、ビラも取ってくれるんですよ、よく分かんないけど。だけど、そのときに雑談をしていたら、やっぱり一番困るのが、言葉が分からないと。何か怒っているなというのは分かるんだけど、その言葉が分からないと。だから、それが教えられるのは、多分なんだけど、その専修学校か日本語学校かあるいは在籍している企業。

ただ、さっき言ったように、我々一般何にも知らない人は、中国人が最近多いんじゃないって、いや僕らからすると、僕がぱっと見た感じと、さっき言ったベトナム、そしてネパール、スリランカ、インド、この辺が僕は多いと思う。インドは僕は集団で見たんだけど。その辺が多いと思うんですよ。これからどんどんそこら辺が増えてくるというふうに思うんです。

だから、要は、語学が的確に、そこの語学で日本の風土を修習してあげないと、向こうもただもらっているだけということになっちゃうので、ちゃんと調べて。企業の方も、もし実習生で来ていようが、何していようが、そこの従業員として雇用している限りにおいては、やっぱりそれは円滑に地域住民でいくなら当たり前ということ、そっちのほうがいいに決まっているので、そのところはやっぱり語学と生活風習を間違えないで。そのためにやっぱり住居、あるいは行っている学校、そういう企業、そういうところはやっぱり、最初に調べ切って、最初に手当てをすると、仲間からまた伝播していくので防げるから、今が肝腎なときなのかなと、徐々に増えつつあるということではね。だからそのところをちょっと注意していただければという趣旨の質問なので。今、そういうことをやっただけしているということだから、今度人口流動の順位変えに伴ってそこも入替えながら丁寧だね。

あと、やっぱり企業を見つけ出して、学校も見つけ出して、そこに行くが一番手っ取り早いと思いますので、それを原課のほうでやっていただきたいと思います。御答弁結構です。

○委員（佐々木豊治君） 我孫子市の地域公共計画について、つまりシャトルバスの件なんですけれども、よろしいですか。

○委員長（木村得道君） ここは所管じゃないので。

○委員（佐々木豊治君） じゃ、うちの予算委員会でやるそうですから。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 7 分休憩

---

午後 3 時 3 1 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

最後に、財政部に対する質問をお願いします。

○委員（飯塚誠君） 財政については、先般、自動更新契約または期限のない契約一覧というのをこれ出させていただいたもの、これがちょっとひどいので、やっぱこれは認識を改めるとともに、やっぱり財政部としては、常にこういうことがあってはならぬという気持ちで当たってもらいたいということ。何を求めたかという、この自動更新契約で期限のない契約一覧というものを出示してくださいって言うんだけど、そこには当然、相手方の名称があるとともに書面の市長名等、だからこちら側の主体が出て、これは市長の場合もあるし、各担当部長も出ているわけけれども、一番すごいのは、これ鈴木和喜さん、これ町長だか市長なんだか知らない、初代ですよ。それそのままなっているのか、あとこれもちょっとうさんくさいと思うのは、契約年月日と書面の市長、担当が不明というのがあるんですよ。一体何の契約なんですかと。不明って、財政部長、何でしょうか。

○財政部長（中光啓子君） そのリストのほうは一応全庁に、どういった協定があるかということで、各課で把握しているものを提出してもらっております。

個々の詳細ですとか、不明のものも含めてですけれども、今後どのように不明になっているものを調査するだとか、古い名前のものについてどのように整理していくかということルール化した上で、各課のほうで再度対応をすることで調整を予定しておりますので、確かに今御指摘の段階での不明というのは、このままではならぬものでありますので、そういったものは早期にどういった状況なのかを把握した上で、対応していきたいと考えております。

○委員（飯塚誠君） まず、これからルール決めとか何とかじゃなくて、この契約は生きているわけでしょう。だとすると、まずいものからまず早急に是正してくださいよ。ルール化の前に。まずいものは何だということ、まずさっき言った、ちょっと鈴木和喜さんはあれだけ、大井一雄さんも結構いるんですよ。渡辺藤正さんもある。

これもね、もう星野市長、5期目でしょう。それ20年じゃないですか。やっぱり市長が替わったら、基本的にはやっぱりこれは変えるべき。自動更新であつてもね。内容、お互い問題ないですかというのを。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

自動更新だと、やっぱり民間企業に聞いたら、それは必ず見ますと。なんでかという、あんまり長いと、その内容自体がもうまずいものって結構いっぱいあるから。今これはあってはいけないという法律のものも逆にあるし、あるはずがないというものもあるから。自動更新でも20年はないよねって話だとすると、星野市長の前は全部まずいということですよ。福島さんに至ってはいっぱいあるし、大井さんもいっぱいあるんだよね。

だから、こういうのはルール化する前に、まず早急にそれだけピックアップをしてということと、多分ぱっと見た感じ、今度は相手方名称、これ多分存続していない企業とか法人ってないですか。それどうですか、認識。

○財政部長（中光啓子君） 今回の調査において、ちょっと相手方のほうまでは財政部として投げかけていないので、そこも含めて……、入っていますか。申し訳ありません、ちょっと私のほうで、記載されているものがごめんなさい、今、手元にないんですけども。

中身は私のほうも見ましたけれども、そういった企業のほうも、特にお互いに申出があった場合に、内容を見直すという文面が入っていると思うんですけども、そこが双方そういったお互いの連絡がなかったということで、今その状態になっておりますので、そこは先方のほうも含めて今後どうするかというか、きれいになっていないものを調整して整理していきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 再度重ね重ねになりますが、どうすればいいかじゃなくって、市長があまりにも前で、本当にそれが適切かどうか、あるいは企業が存在していない契約書が行政上あるというのはおかしいことなので、これはまずルール化とかじゃなく、まずおかしいものを企業ないものはどれだろうかと、ぱっと見れば分かりますから。

それと、不明はもう早急に調べてください。これは意味が分かんない。しかも、これ一番多いのが障害者支援課の福祉タクシーが一番多いんだけど、不明っていうのはほかにもあるんだけど。これ意味が分かんないのは、福祉タクシーに関する協定書というのは、これ例えばなんだけど、大昔に結ばれて、結ばれたんでしょう、恐らく。書面の市長名等が不明。契約年月日も。契約年月日不明の契約書ってあるのかね、協定書。それがおかしい。もうすぐ調べてもらいたいんだけど、これは財政で。

それもそうなんだけど、もっと不可思議なのは、星野順一郎市長になった喫緊でも結んでいるんですよ。多分、福祉タクシーが必要だから、これは星野市長の場合は、いや、もっともっとそれは結ばなきゃいけないねって。そのときに、これなんでおかしいと思わないのかしら。

全然そういう契約が全くなくてね、例えば布佐平和台の生け垣条例というのものもあるんだよ。これも多分おかしいと思うんだ。内容を見ると。これも見直さなきゃいけない、それも見直さないんだけど。でも、例えば百歩譲って、布佐平和台の生け垣条例はもうそこで結んだら、ほかの生け垣条例は結んでいないわけですよ。これがちょっと手抜きになりましたと、申し訳ない、これはまだ分

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

かる、百歩譲って。

だけど、福祉タクシー、直近でもう数年前で、下手したら去年とかでも結んでいてね。それで、不明とかさ、誰が結んだか分かんないというのがあって、なんでですか。ちょっとお答えください。

○財政部長（中光啓子君） 調査をかけた段階で、各課からの回答をそこに掲載しております、財政部としてもそこから先、まださらに深いことを確認する作業までは至っておりませんので、そこは早急に担当課のほうにも確認して、書類の内容等併せて報告を受けたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 先ほど言ったように、まず、この不明ね。あるいはもう全然、鈴木和喜さんとか、それから大井一雄さんとか、福嶋浩彦さん、こういうのはもう早急にピックアップして、まずここからやりましょうよ。だっておかしいじゃないですか。ちょっと、えっというね。

多分なんだけど、僕も法律の専門家に聞いたら、これ怖いのは、多分結んであるのを自動更新にしているんだけど、とんちんかんな内容がこの中に含まれていないですか、先ほど言った。もうあり得ない建物とか、あるいはあり得ない業務内容があつて。それは自動更新は法律的には民法上全く問題ない。だけど、問題の箇所がめちゃくちゃだとすると大問題で、これはもう不作為になってしまうから行政庁というところのね。だからこれはやっぱりちゃんと、むしろこの名前もそうなんだけど、ちゃんと内容をもう一回見たほうがいいよと。

例えば布佐平和台の生け垣条例だって、何か一回問題になりましたよね。それで、何か、アメリカのほうまで自治会役員が行ってね、それで同意を取ってきたみたいなのが新聞報道になったのがちょっと私記憶があるんだけど。

そうするとね、このときの多分、福嶋浩彦さんが平成17年に結んでいるこの内容は、本当に合致しているのだろうか。変わっちゃっている可能性があるよね。これ見るとやっぱりひどくって、道路にもちろん生け垣を設けるという内容なんだけど、協定期間は10年。期間満了前に廃止の届け出をしなかった場合は、さらに10年延長することとしている自動更新で。なお有効期限は効力発生から30年、令和17年までとなっているということは、多分これ私が指摘しなきゃ、令和17年までこのままということですよ。

だからこれは多分、変わっている可能性あるよね、自治会でもね。これは特別決議だから自治会でも変えられたかどうか分からないんだけど、一時期問題になって売買等のときに生け垣条例が足かせになって売れないって言って、何かアメリカだかどっかまで居住先に行かないと、特別決議の4分の3にならないから、行ったか行かないかって、僕は新聞報道でちょっと見た記憶があるもんですよ、もう大分前、10年以上前だと思うんだけど。だから、そういうのを含めて変わっていることがあるんだと。

あと、法律の専門家が言っていたのは、土地の賃貸借契約ね。これもすごい前のあるんだけど、本当にその人が所有者だろうか。もちろんここでは黒塗りになっているんですよ。だけど、ひょっ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

として所有者じゃないところと、例えばもう全然とんちんかんな不動産会社とか、第三者が建て売り住宅建てちゃっているところの土地を、土地賃貸借管理契約の自動更新でやっていたりとかないでしょうねという。でもあり得るよね。これがこのままだとすると、あり得る。あと、銀行はもうない銀行があるよね、合併で。そうしたら、相手方対象がない。これは法律上ね、いや自動更新っていったって、飯塚君ひどいよと。もう相手方ない企業は、そういうの自動更新って言いませんから、何かトラブルあったら大変よって。それで、僕もそうだなというふうに思うんですよね。

あとちょっと怪しいのは、水道も、長塚さん、土屋さん、伊藤さん、石井さん、もうこれ大分前じゃないですか。これも、水道施設等の設置敷地用地として我孫子市の土地を借り受ける契約って結構あるんですよ。これも相手方がこれ黒塗りになっているけど、相続等がなくて、その人がしかし生きているかね、ちょっと僕は怪しいと思う。だって平成3年、どうだろうか、ちょっと分かんないですよ。だから、そういったところはちゃんとやらなきゃ駄目ですよ。これは契約だから。

そこをいいかげんにしているというところが、僕は問題だろうというふうに思っています。

そこのところのこれ定期的にこれをチェックする仕組みというのは、財政当局ではないのかしら。  
○財政部長（中光啓子君） 今回リスト化したのも今年度に行っていることですので、今後はそのルール化の一つの中に、定期的な確認を行っていく予定にしております。

○委員（飯塚誠君） とにかく多分どれもこれも問題が出そうなのがいっぱいあるんだけど、もう既にないビルの名前の建物賃貸借契約もぱっと見た感じあるし、あと、ちょっと怖いと言われたのは、ごみなんかについて、これ受入相手先業者って地方に持ってっているのがあるんですよ。これ何なのか分かんない、これ放射能なのかちょっとよく分かんない。それ以外の廃棄物なのか分からないけど。産廃を受け入れて、北茨城市とか、そういうところに持ってっているのがあるんだけど、これも相手方自治体の合意が多分必要なはずだから。そうすると、この企業は云々というよりも、相手方自治体の基準が変わっている可能性あるので、こういうのも気をつけてくださいよって法律家に言われましたので。

だから、まずは何度も言うように、たくさんあって、これいきなりっていうのは私も難しいのは承知おきしているけど、部長やっぱり今言ったように、問題が出そうなところというのをちょっとピックアップしていただいて、あんまりに古いもの、それから土地使用貸借契約に関わるもの、それからごみ等の搬入と相手先に多大なる影響を及ぼすもの、こういうのをちょっとピックアップしていただいて早急に改善を図っていただきたいと思います。

定期的に今後見直すのも大事だけれども、まずはここ。違法状態というか、あり得ない状況のままの継続契約がないようにまずはした上で、あとは時間をかけてどうするの、チェック体制はってなると思いますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

○財政部長（中光啓子君） 今回そのリストを作るに当たりまして、財政部のほうで項目出したも

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のを担当課のほうが入力してきたものになります。今回、そこの入力してきたもので、疑義があるもの、疑わしいもの、確認がいまいち取れていないというふうに見えるものについては、再度、各課のほうにそれぞれ精査をしてもらった上で、対応をしていきたいと思いをします。

○委員（飯塚誠君） これもぜひ市長、副市長、問題のあるものをまず解消するようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 前回でしたか、飯塚委員から指摘を受けて、ただ、市長が替わったぐらいで契約更新は要らないなどは思っていたんですが、ただ、相手方が合併して違う会社になっているだとか、これは向こうも直さなくちゃいけないし。ただ、市長については、今、名前が出てくる中で8年の方もいれば、12年も、16年もいて、いろいろと市長が替わるたびにやったら、職員は多分大変だから、例えば10年ごとに見直して、必要なところから20年ごとには、あるいは市長が替わっても、すぐ替わった場合には、まだしばらく要らないんだろうなというのはあろうかと思いをしますが、少なくとも今聞いた中では、不明、あと今契約していた会社が会社名が変わっている、これはまず、結び直すべきだと思いをしていますから、そのときには中身を確認しながら、契約し直す必要はあるなというふうには実感をしました。

これについては、今御指摘のように、おかしいところからまず直して。その直すときには、中身の確認をさせてもらいながら、当然それについては、向こう側も確認をされるでしょうから、その合意も踏まえながら、新たな契約の締結に向けて調整をしていきたい、そう思っています。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

---

午後3時49分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の継続調査事項につきましては、総務企画行政について行政視察を行いたいと思いをします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定されました。

視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。



**【会議録（暫定版）】** 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 3 時 5 0 分散会